

むつ市 第9期
高 齢 者 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画

令和6年度～令和8年度
(素案)

令和5年12月
青森県 むつ市

(表紙裏 白紙)

は じ め に



(白 紙)

目 次

第1章 総 論	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ等	4
1 計画策定の目的	4
2 計画の性格・位置づけ	4
3 計画期間及び見直しの時期	5
4 計画策定体制	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	9
第1節 本市の概況	9
1 人口・世帯の推移	9
2 産業構造・就業者数	11
第2節 高齢者の状況	12
1 高齢者人口の推移	12
2 高齢世帯状況	13
3 要支援・要介護認定者の状況	15
4 高齢者施策への意向	16
第3節 計画の振り返り	22
1 介護保険事業の運営	22
2 高齢者福祉施策の推進	23
第4節 計画課題の整理	26
第3章 計画の基本的な考え方	31
第1節 計画期間の高齢者等の状況.....	31
1 高齢者人口推計	31
2 被保険者数の推計	32
3 要介護（要支援）認定者の推計	33
第2節 第9期介護保険サービスの見込み.....	34
1 介護サービス量の推計にあたって	34
2 介護サービス量の見込み	36
第3節 基本理念・基本目標.....	38
1 基本理念	38
2 基本目標	39
第4節 施策体系	42
第5節 日常生活圏域の設定.....	43
1 日常生活圏域別の状況	43

第4章 施策の展開	47
基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	47
1-1 地域ネットワーク機能の強化（重点施策）	47
1-2 地域包括支援センターの機能強化	50
基本目標2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	53
2-1 生活支援サービスと介護者支援サービスの充実（重点施策）	53
2-2 介護予防事業の推進	56
基本目標3 認知症対策と尊厳のある暮らしの形成.....	58
3-1 認知症高齢者支援の充実（重点施策）	58
3-2 高齢者の虐待防止	61
3-3 成年後見制度の利用促進	62
基本目標4 安全安心な地域と福祉のまちづくりの推進.....	64
4-1 安全安心な地域づくりの推進（重点施策）	64
4-2 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	66
基本目標5 健康で生きがいのある生活の推進.....	68
5-1 積極的な社会参加・生きがい対策の推進（重点施策）	68
5-2 生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸	71
第5章 介護保険事業の運営	75
第6章 計画の推進	79
第1節 計画の推進体制	79
1 庁内推進体制の充実	79
2 市民協働の推進	79
3 介護保険事業の周知と計画の公表	79
4 進捗状況の点検・評価	79
第2節 介護保険の安定的な制度運営.....	80
1 保険者の役割	80
2 利用者への配慮	81

第1章 総論

(中表紙裏 白紙)

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、むつ市(以下、「本市」という。)においても、令和5年10月1日現在の総人口52,951人のうち、高齢者人口は18,545人と高齢化率は35.0%まで上昇しています。今後も高齢化は進行し、第9期計画期間中も高齢化率は上昇が続く見込みとなっています。

こうした中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の介護になくてはならない共助の仕組みとして定着、発展しています。この間、人口減少、少子高齢化、核家族化の進行による人口構造の変化、ICTサービス・技術の急速な進化などによる社会構造の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーをはじめとする多様化・複雑化した問題を抱える世帯の増加など、高齢者や介護保険制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

このことから、今後は高齢化や社会環境の変化に対応する制度運営が必要となります。さらに団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に加え、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年にも対応した中長期的な視点をもった持続可能な制度運営が求められています。

また、国においては、地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

上記のことを踏まえ、地域住民で支え合い、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域共生社会の実現を目指すとともに、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、新たに令和6年度を初年度とする「むつ市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置づけ等

1 計画策定の目的

本計画は、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるために、市の高齢者福祉施策及び介護保険のサービス提供体制の整備、円滑な制度運営における基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方向性を明らかにすることを目的としています。

本計画においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度やそれ以降の将来にわたって持続可能な制度運用となるよう、中長期的な視点をもって施策展開を図ります。

2 計画の性格・位置づけ

本市の「むつ市総合経営計画」において、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像に、高齢者福祉の充実に向けて、“高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域”を目指す姿として取り組んでいます。

本計画は、本市の最上位計画である「むつ市総合経営計画」や福祉分野の上位計画となる「むつ市地域福祉計画」、その他の個別計画である「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」など、関連する計画の施策・事業との整合性を図り、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

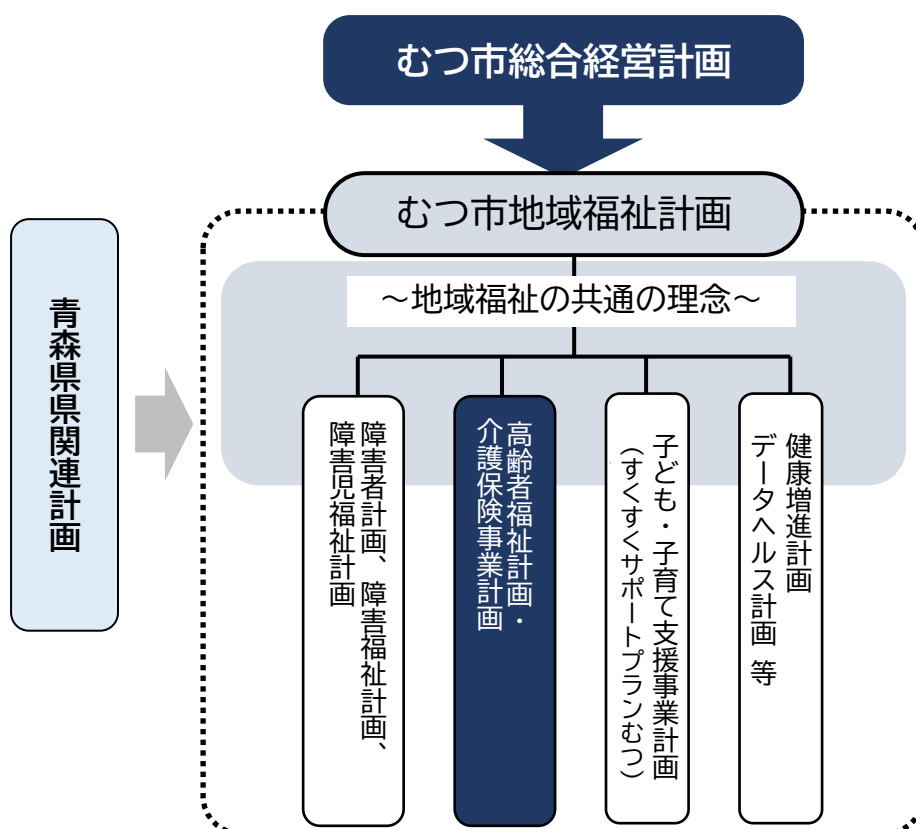
○ 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援に関わる事業を網羅したものです。

○ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務づけられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

図表1-1 本計画と他の計画との関係



3 計画期間及び見直しの時期

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画の基礎となる人口等については、介護保険制度改正の基本的な考えとの整合を確保するため団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度までの推計を行い、3年間の取組として、介護保険サービス量(目標量)等の設定を行います。

図表1-2 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
			団塊世代が75歳						団塊ジュニア世代が65歳以上に
			高齢者福祉計画 (老人福祉法)		高齢者福祉計画		高齢者福祉計画		
			第8期介護保険事業計画 (介護保険法)		第9期介護保険事業計画 (介護保険法)		第10期介護保険事業計画		

4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、計画の法的な位置づけや国、県の動向を踏まえつつ、次のように計画策定を進めました。

○ むつ市介護保険事業計画等策定委員会による協議

本計画の策定にあたり、地域特性に応じた計画とするために、各分野の関係者により構成する「むつ市介護保険事業計画等策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）による協議を行いました。

○ 住民アンケート・事業所アンケートの実施

地域の実態や課題、住民ニーズなどを的確に把握するため、在宅の高齢者及び要介護認定者、介護者を対象に、本計画策定に向けてのご意見をお聴かせいただくために令和4年12月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、令和5年7月に「在宅介護実態調査」を行いました。

また、地域が目指すビジョンに向けたサービス提供体制のあり方を検討するため、地域の実態を把握する目的で令和5年3月に「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」を行いました。

○ 住民意見の公募（パブリックコメント）

計画の策定内容に関して、市内の住民に広く周知を図るとともに、住民の皆さまからご意見をいただくため、令和6年●月に意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

○ 関係機関との連携

本計画の策定にあたっては、県との調整を行いました。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

(中表紙裏 白紙)

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 本市の概況

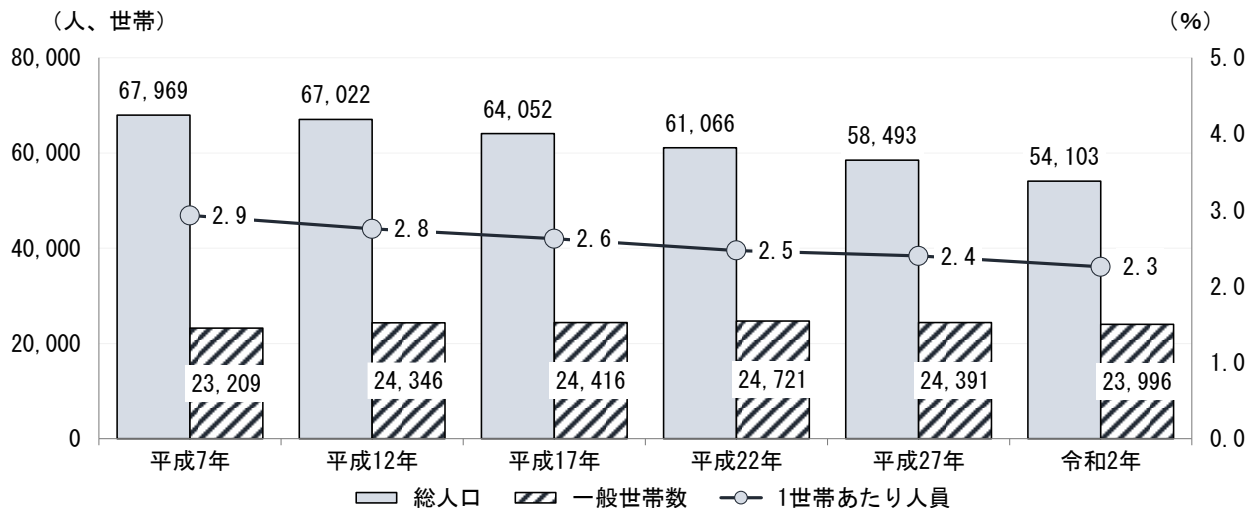
1 人口・世帯の推移

(1) 国勢調査による人口・世帯推移

平成7年以降の国勢調査における本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年には54,103人、平成22年からの10年間で6,963人(年平均約696人)減少しています。

一方、世帯数は令和2年で23,996世帯と減少しており、1世帯あたりの人員についても2.3人と核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。

図表2-1 人口・世帯の推移(平成7年～令和2年)



(単位：人・世帯・%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
総人口	67,969	67,022	64,052	61,066	58,493	54,103	
3 区 分 別	15歳未満	12,166	10,593	9,408	8,190	7,007	5,714
	15～64歳	45,058	43,746	40,373	37,140	33,885	29,283
	65歳以上	10,745	12,683	14,271	15,414	17,326	18,249
一般世帯数	23,209	24,346	24,416	24,721	24,391	23,996	
1世帯あたり人員	2.9	2.8	2.6	2.5	2.4	2.3	
高齢化率	15.8	18.9	22.3	25.2	29.6	33.7	

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

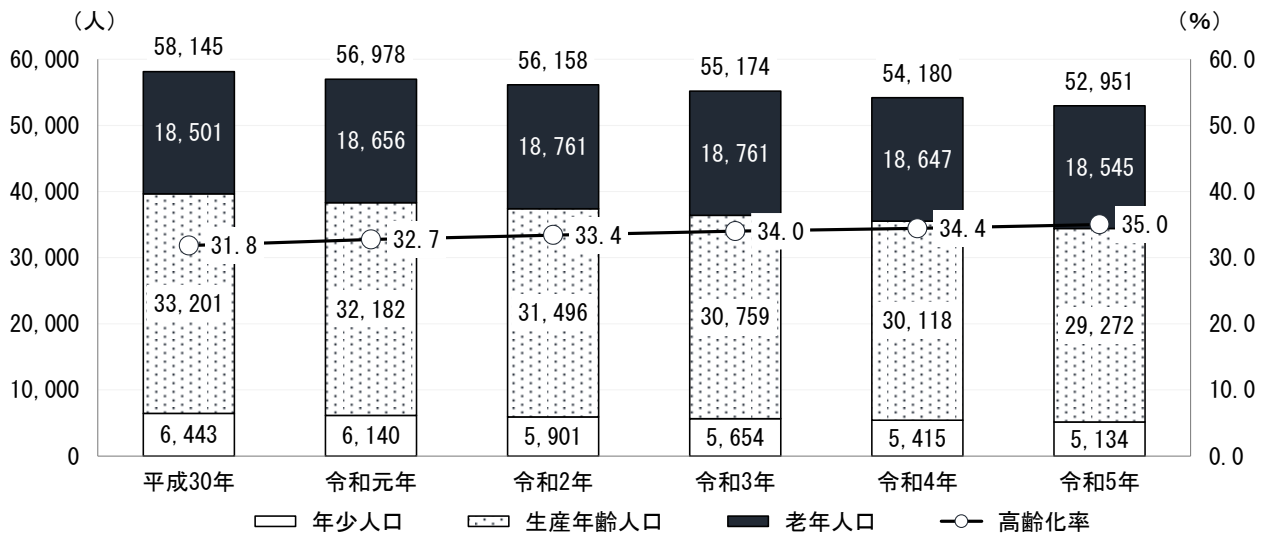
資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳による人口推移

住民基本台帳における本市の令和5年10月1日現在の総人口は52,951人となっています。総人口は減少が続いており、平成30年から令和5年にかけて5,194人(8.9%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、高齢者の人口は令和3年をピークに減少局面に入っています。高齢者人口は減少局面に入っていますが、総人口の減少のほうが大きいため高齢化率は年々上昇しており、令和5年10月1日現在の高齢化率は35.0%、高齢者人口(老年人口)は18,545人となっています。

図表2-2 総人口の推移(平成30年～令和5年)



(単位：人・%)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	58,145	56,978	56,158	55,174	54,180	52,951
年少人口(15歳未満)	6,443	6,140	5,901	5,654	5,415	5,134
構成比	11.1	10.8	10.5	10.2	10.0	9.7
生産年齢人口(15歳～64歳)	33,201	32,182	31,496	30,759	30,118	29,272
構成比	57.1	56.5	56.1	55.7	55.6	55.3
老年人口(65歳以上)	18,501	18,656	18,761	18,761	18,647	18,545
構成比	31.8	32.7	33.4	34.0	34.4	35.0

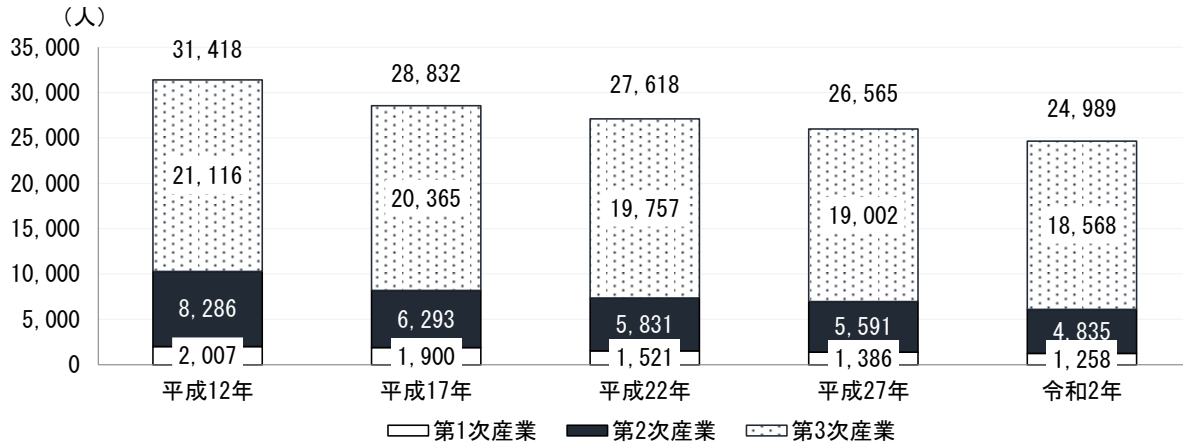
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

2 産業構造・就業者数

本市は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした消費都市的な性格を有し、第1次産業は、地勢的条件から、農・林・水産のすべてが存在するという特性を持っています。

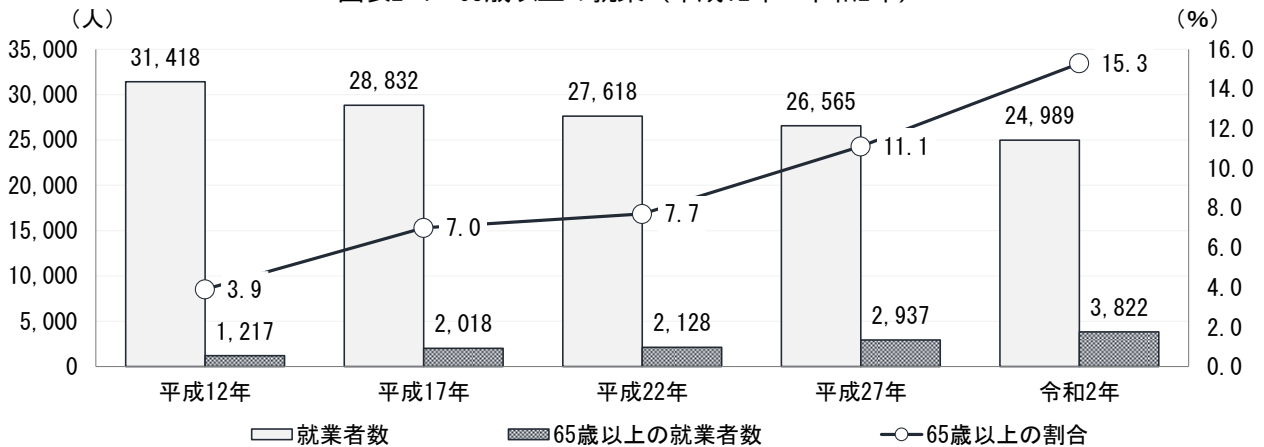
なお、国勢調査による本市(全体)の産業別(3区分)就業人口は、次のとおり各産業ともに減少しています。

図表2-3 産業構造(平成12年～令和2年)



なお、65歳以上の就業者数は増加しており、令和2年では就業者全体の15.3%となっています。

図表2-4 65歳以上の就業(平成12年～令和2年)



(単位：人・%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就 業 者 数	31,418	28,832	27,618	26,565	24,989
第1次産業	2,007	1,900	1,521	1,386	1,258
第2次産業	8,286	6,293	5,831	5,591	4,835
第3次産業	21,116	20,365	19,757	19,002	18,568
分類不能	9	274	509	586	328
65歳以上の就業者数	1,217	2,018	2,128	2,937	3,822
65歳以上の割合	3.9	7.0	7.7	11.1	15.3

※ 就業者数は、第1～3次産業別就業者に分類不能を含めた合計となっています。 資料：国勢調査

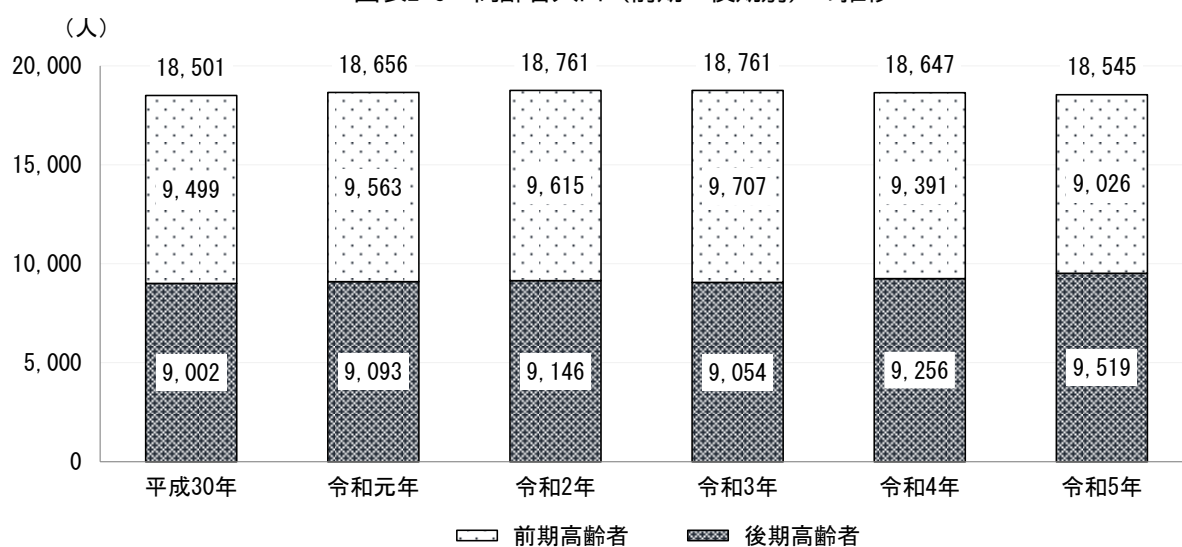
第2節 高齢者の状況

1 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者人口は令和3年をピークに減少しており、後期高齢者人口は増加傾向となっています。

高齢者人口に占める前期・後期高齢者それぞれの割合は、過去、前期高齢者の割合が上回る状態で推移していましたが、令和5年には逆転し、後期高齢者が占める割合が上回っています。

図表2-5 高齢者人口（前期・後期別）の推移



(単位：人・%)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者合計	18,501	18,656	18,761	18,761	18,647	18,545
前期高齢者（65～74歳）	9,499	9,563	9,615	9,707	9,391	9,026
構成比	51.3	51.3	51.2	51.7	50.4	48.7
後期高齢者（75歳以上）	9,002	9,093	9,146	9,054	9,256	9,519
構成比	48.7	48.7	48.8	48.3	49.6	51.3

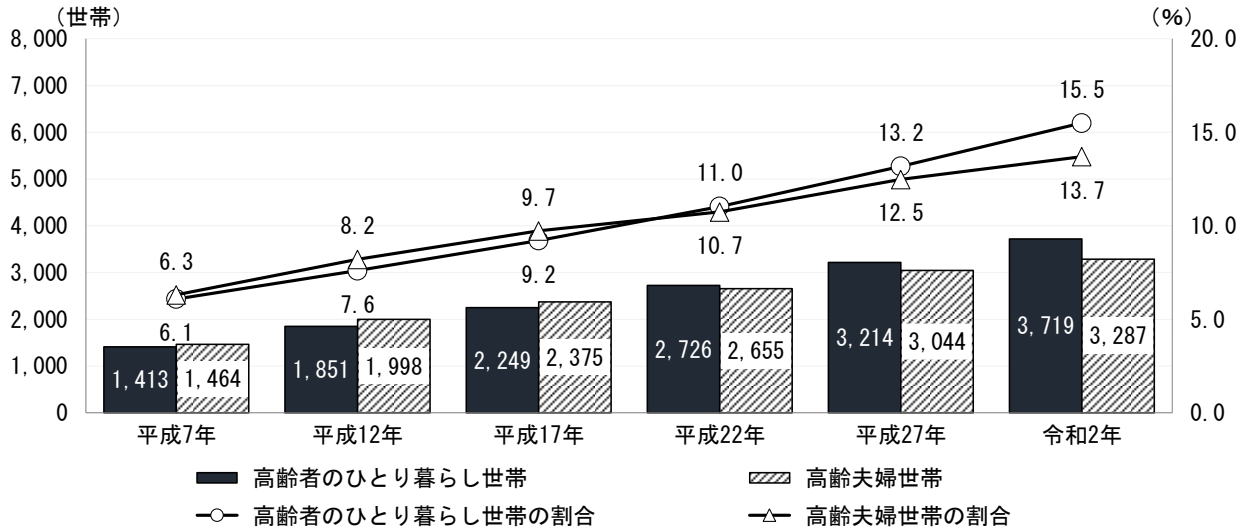
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 高齢世帯状況

(1) 国勢調査による高齢者世帯推移

国勢調査における本市の世帯数の推移をみると、平成7年から令和2年にかけて高齢者の一人暮らし世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しており、一般世帯数に占める割合も上昇が続いています。

図表2-6 高齢者一人暮らし世帯・高齢夫婦世帯の推移（平成7年～令和2年）



(単位：世帯・%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	23,209	24,346	24,416	24,721	24,391	23,996
高齢者一人暮らし世帯	1,413	1,851	2,249	2,726	3,214	3,719
一般世帯数に占める割合	6.1	7.6	9.2	11.0	13.2	15.5
高齢夫婦世帯	1,464	1,998	2,375	2,655	3,044	3,287
一般世帯数に占める割合	6.3	8.2	9.7	10.7	12.5	13.7

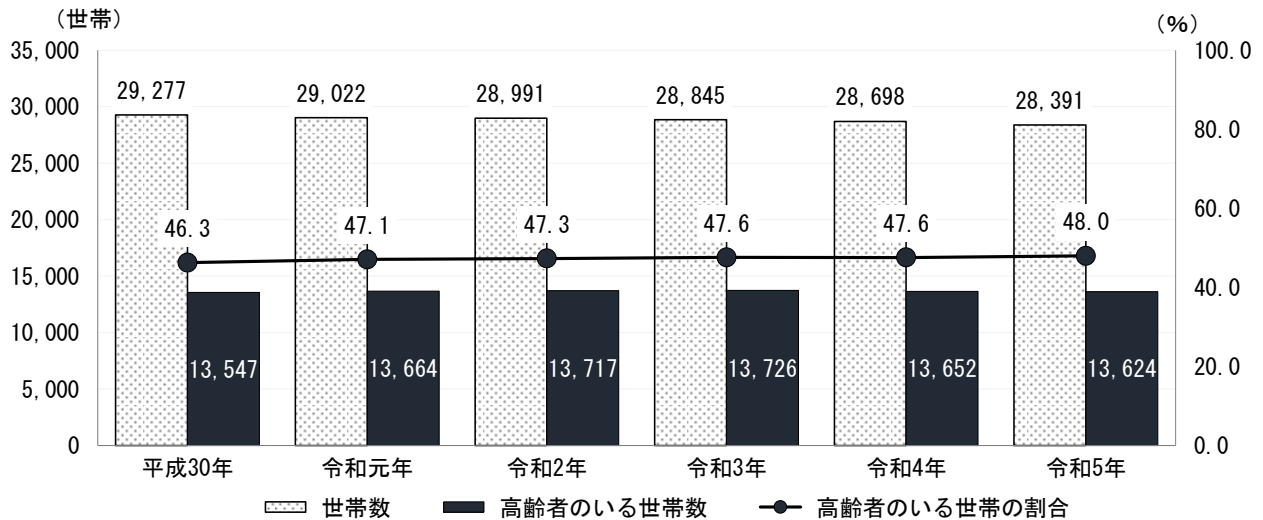
資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳による高齢者世帯推移

住民基本台帳における本市の世帯数の推移をみると、平成30年から令和5年にかけて世帯数は減少が続いています。高齢者のいる世帯数は令和3年まで増加していましたが、令和4年以降減少し、令和5年には13,624世帯となっています。

高齢者のいる世帯数の減少に比べ、世帯総数の減少のほうが大きいため、世帯総数に占める高齢者のいる世帯数の割合は上昇が続いており、令和5年には48.0%とおおよそ半数が高齢者のいる世帯となっています。

図表2-7 世帯の推移（平成30年～令和5年）



(単位：世帯・%)

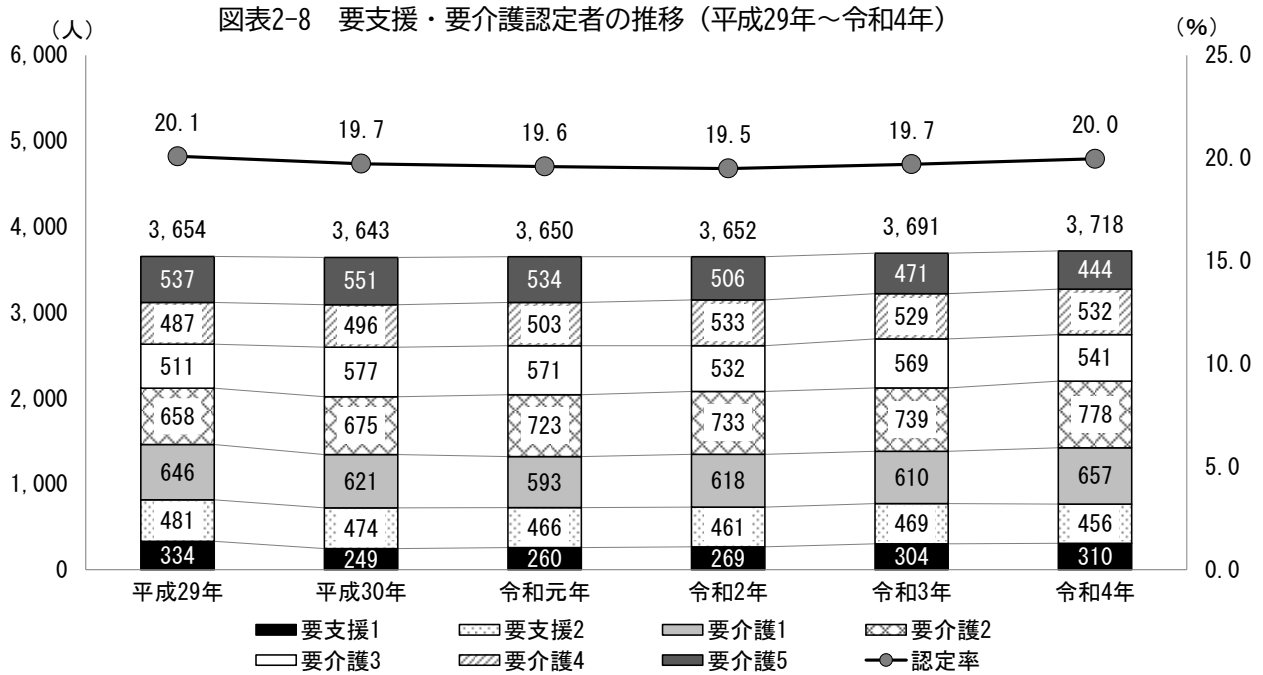
区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	29,277	29,022	28,991	28,845	28,698	28,391
高齢者のいる世帯数	13,547	13,664	13,717	13,726	13,652	13,624
構成比	46.3	47.1	47.3	47.6	47.6	48.0

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

3 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は令和元年以降増加しており、令和4年9月末現在では3,718人となっています。また、第1号被保険者数に占める認定者の割合（認定率）は、令和2年まで低下が続いていましたが、その後上昇し、令和4年9月末現在で20.0%となっています。

要介護度別にみると、要介護5は減少傾向にあるものの、要介護2・4は増加傾向となっており、今後、介護度重度化が懸念されます。



※認定率は認定者数（第2号被保険者含む）に第1号被保険者数で除して算出。

資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

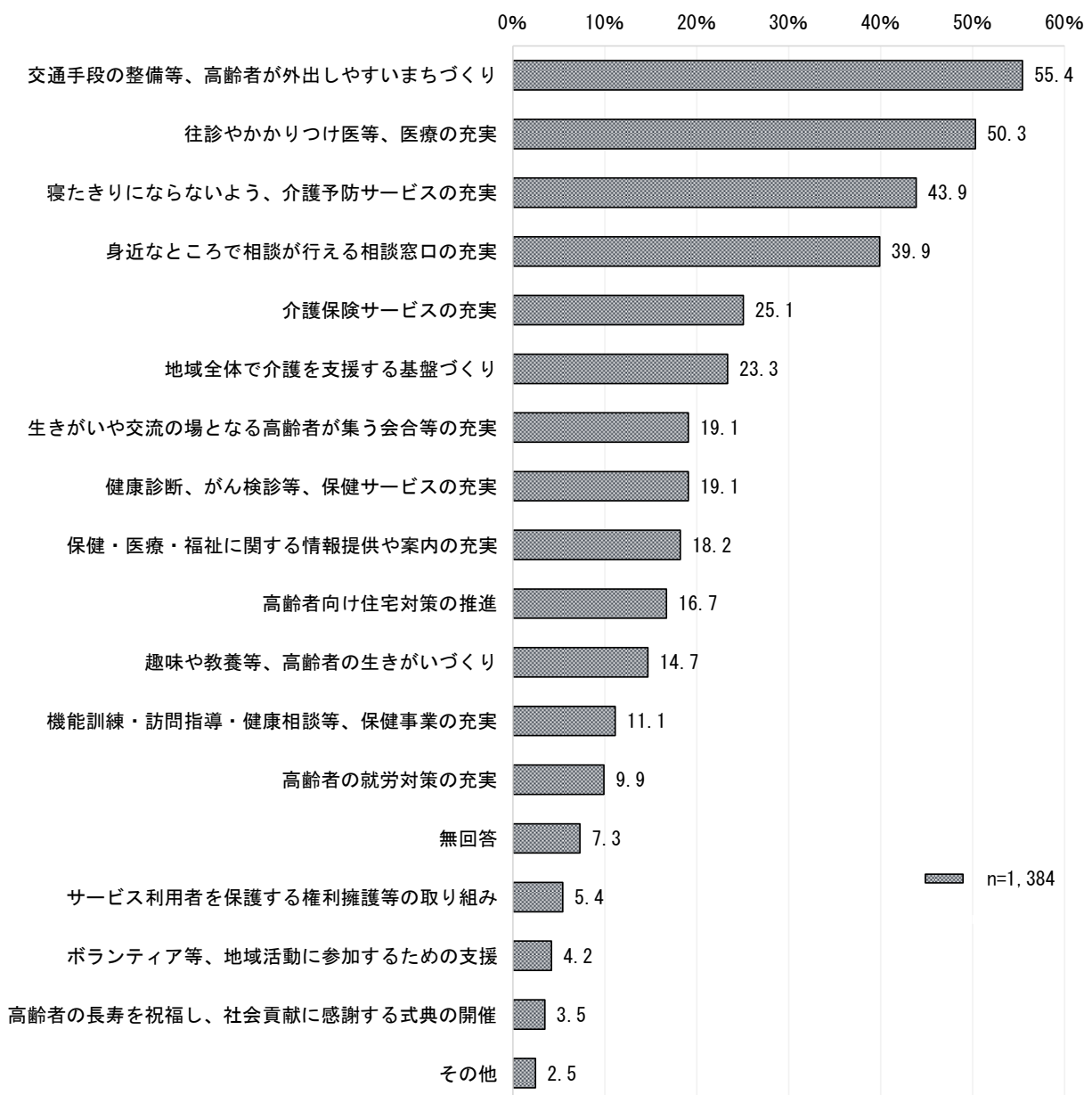
4 高齢者施策への意向

アンケート調査結果をもとに、本市の高齢者施策への意向を整理します。

(1) 市民が求める高齢者施策

今後、市が優先的に進めるべき高齢者施策は、「交通手段の整備等、高齢者が外出しやすいまちづくり」が5割半ばと最も多くなっています。このほか「往診やかかりつけ医等、医療の充実」「寝たきりにならないよう、介護予防サービスの充実」「身近なところで相談が行える相談窓口の充実」が3割を上回っており、移動条件、医療、介護予防、相談に係る施策の展開が求められています。

図表2-9 市民が求める高齢者施策

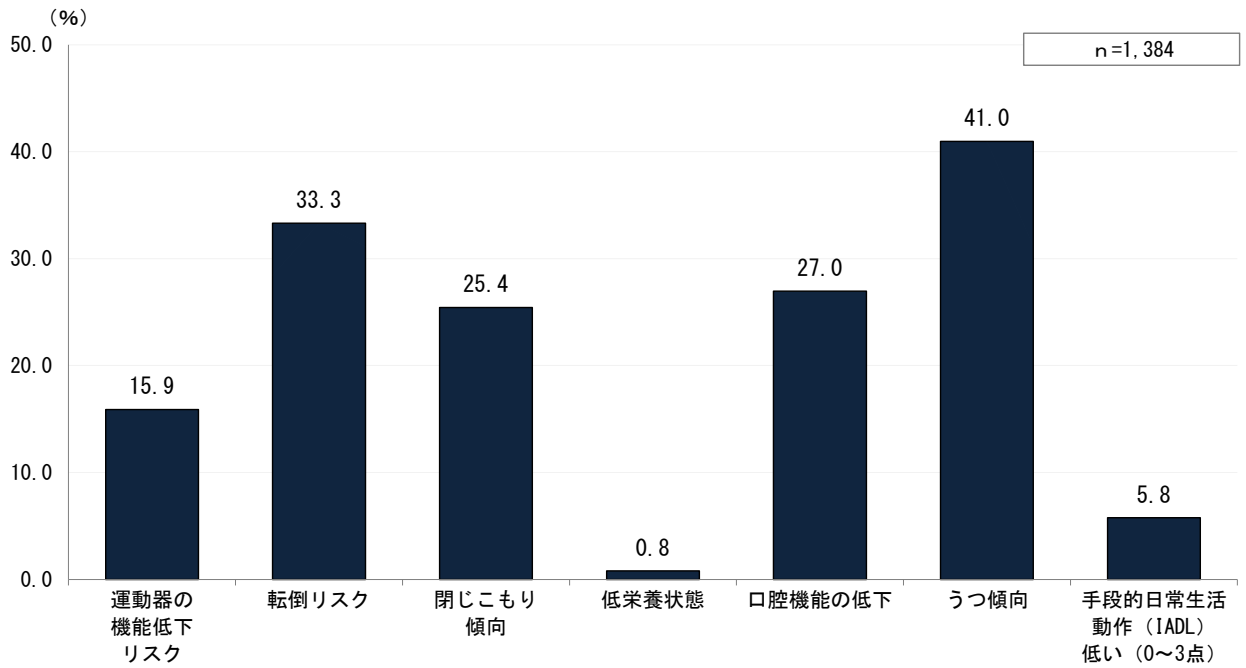


(2) 要介護リスクの傾向

要介護リスクの傾向として、最も割合が高い項目は「うつ傾向」で41.0%となっており、回答者の4割以上にうつ傾向があるとみられます。

また、「転倒リスク」が33.3%、「口腔機能の低下」が27.0%となっており、各分野において予防の取組が必要と考えられます。

図表2-10 要介護リスクの全体的な傾向



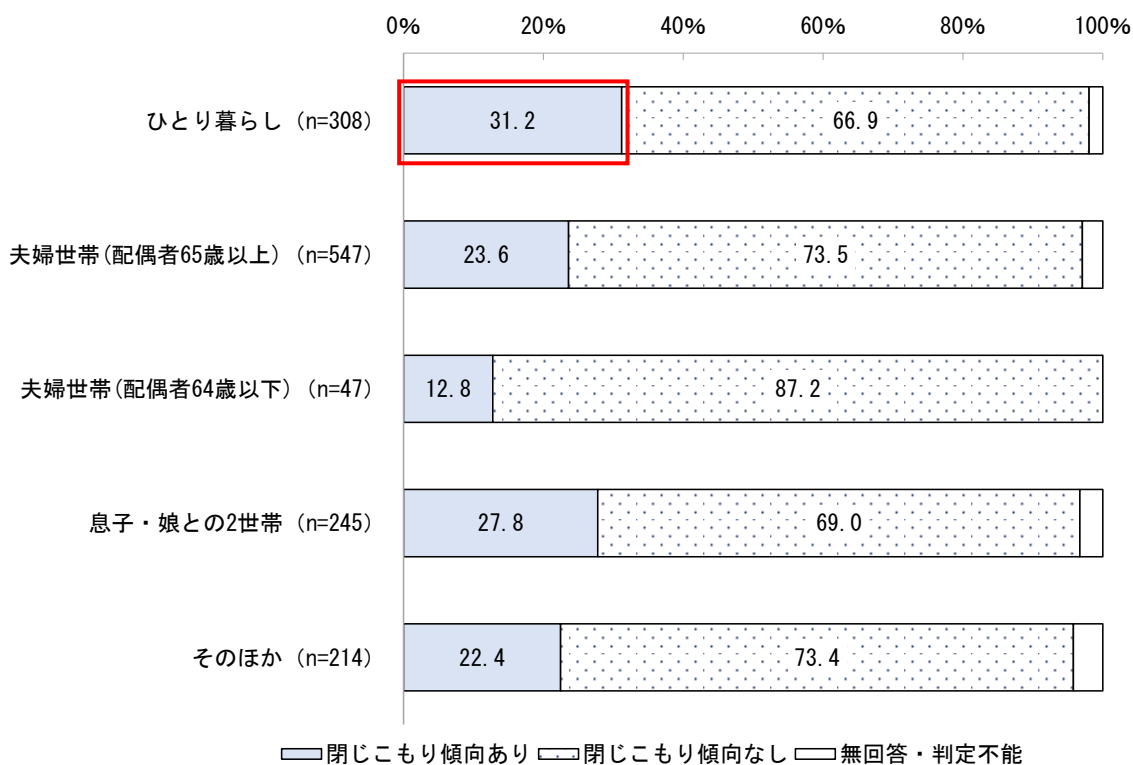
(3) 閉じこもり傾向

閉じこもり傾向を家族構成別でみると、ひとり暮らしの方の3割が「閉じこもり傾向あり」となっています。

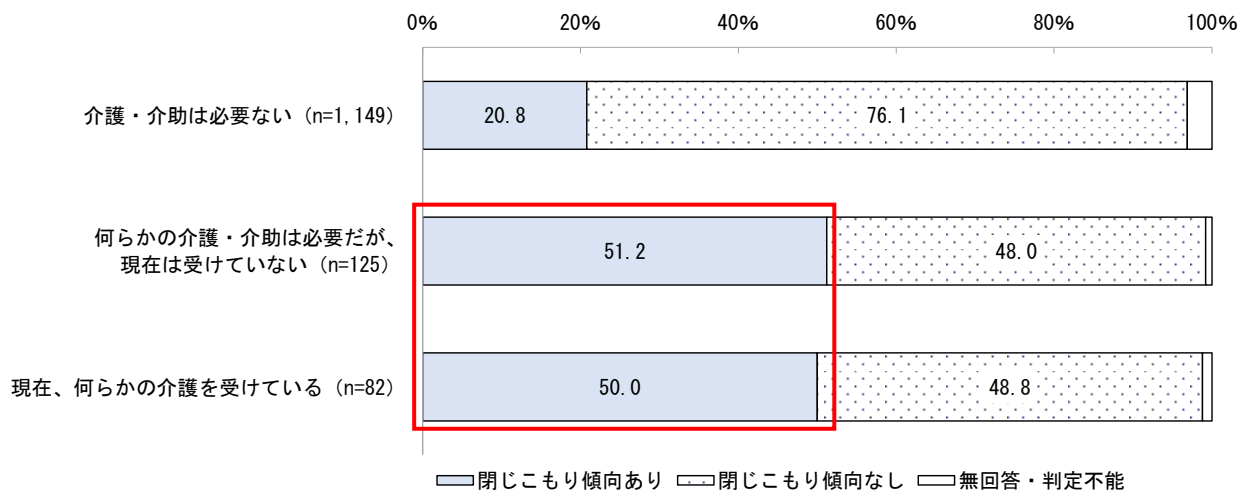
また、介護・介助の状況別でみると、介護・介助が必要な方の5割が「閉じこもり傾向あり」となっています。

閉じこもりによる、心身両面の活動能力の低下から要介護状態への進行が懸念されることから、外出機会や人と会う機会の確保に向けた取組を推進する必要があります。

図表2-11 閉じこもり傾向（家族構成別）



図表2-12 閉じこもり傾向（介護・介助の状況別）

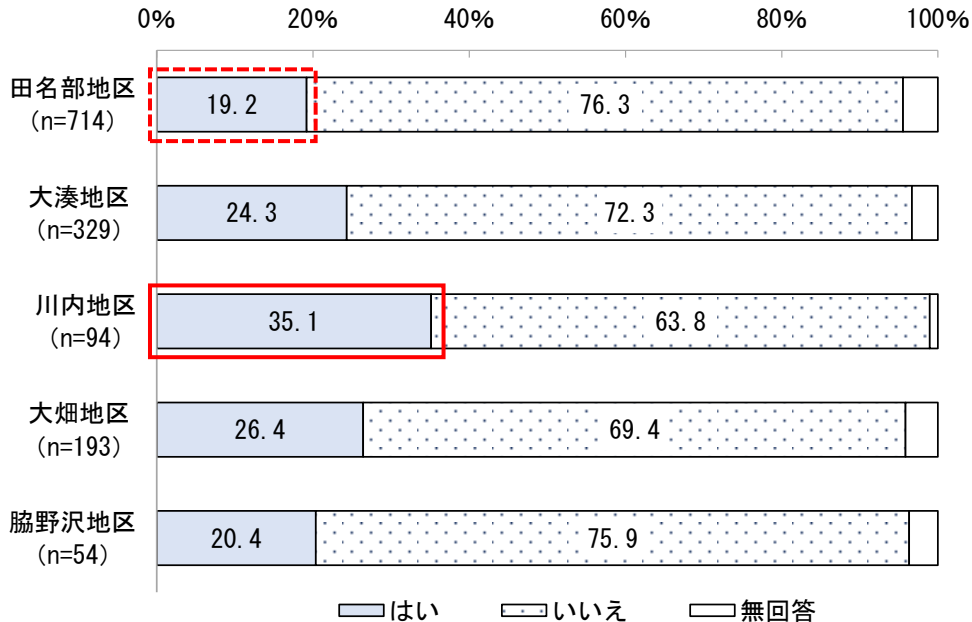


資料：日常生活圏域二一ズ調査結果

(4) 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているかを居住地区別でみると、「はい(知っている)」の割合が最も高い地区は川内地区(35.1%)で、最も低い地区が田名部地区(19.2%)となっており、地区によりばらつきがみられます。

図表2-13 認知症に関する相談窓口の認知 (居住地区別)

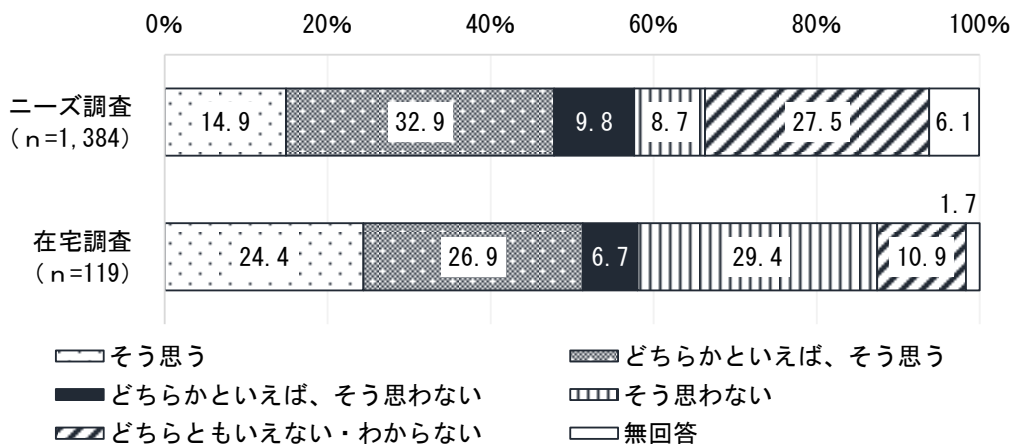


資料：日常生活圏域ニーズ調査結果

(5) 地域に支えられて暮らしていると感じるか

地域に「支えられていると思う(そう思う+どちらかといえば)」割合は、ニーズ調査では47.8%、在宅調査では51.3%、地域に「支えられているとは思わない(そう思わない+どちらかといえば)」割合は、ニーズ調査では18.5%、在宅調査では36.1%となっています。

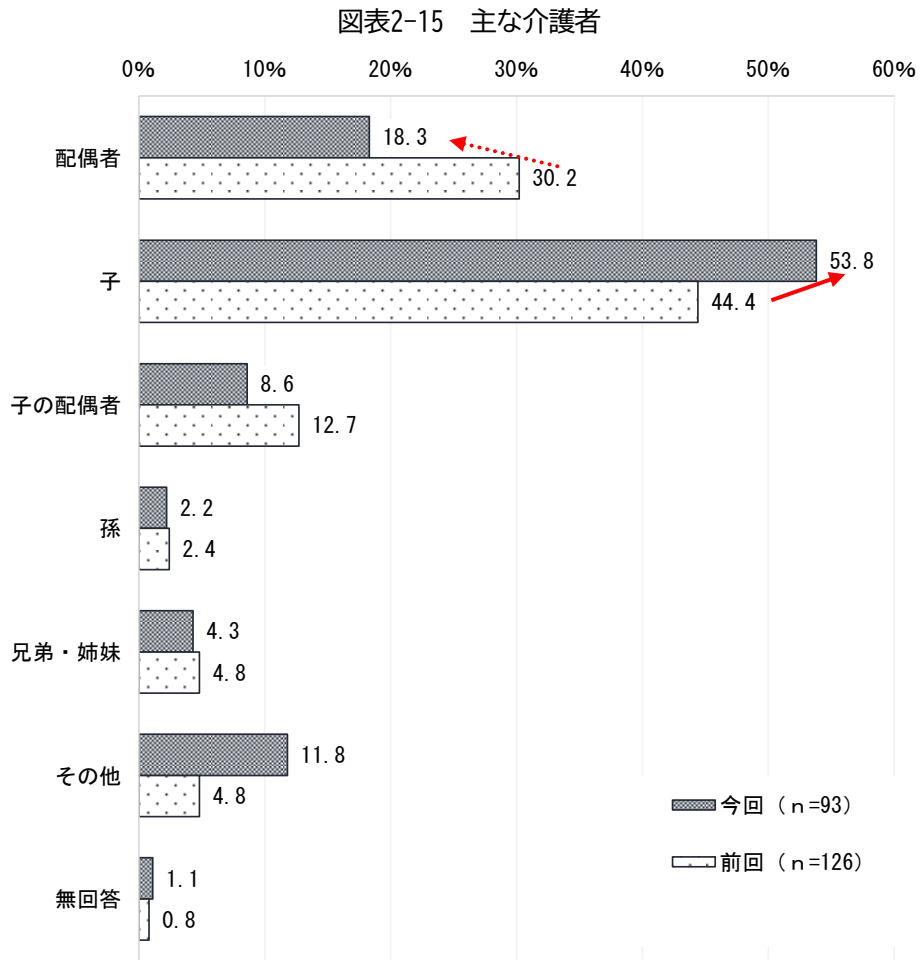
図表2-14 地域に支えられて暮らしていると感じるか



資料：日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査結果

(6) 主な介護者

主な介護者を前回調査(令和2年実施)と比較すると、「子」が9.4ポイント増加し、「配偶者」が11.9ポイント減少しています。

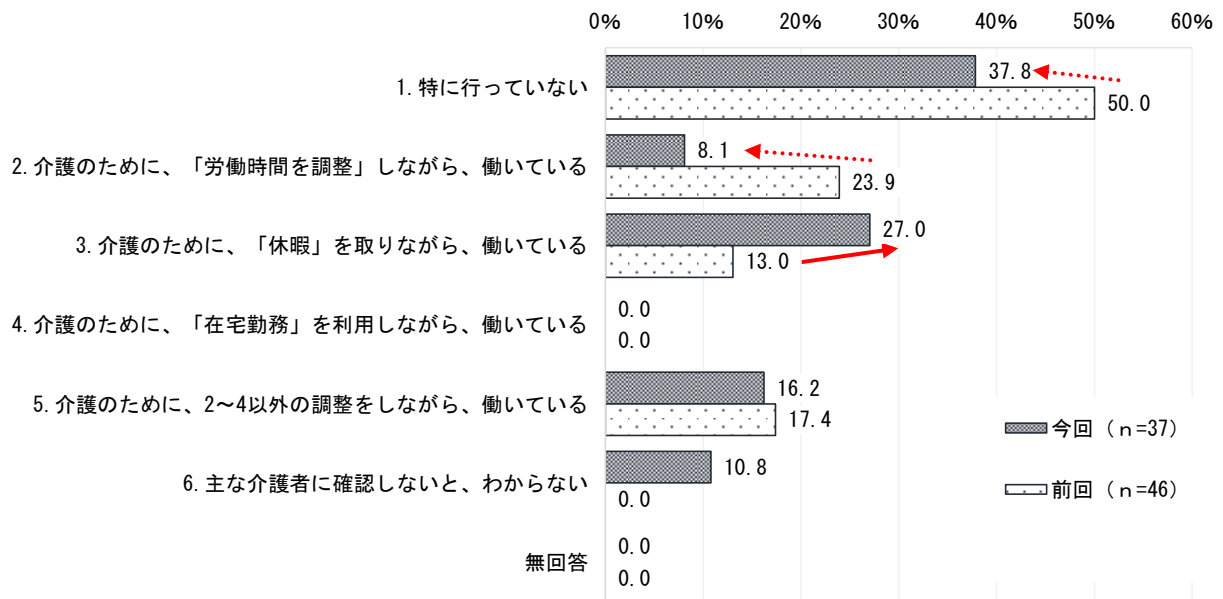


資料：在宅介護実態調査結果

(7) 主な介護者の働き方の調整状況

主な介護者の働き方の調整状況を前回調査(令和2年実施)と比較すると、「3.介護のために、「休暇」を取りながら、働いている」が14.0ポイント増加し、「2.介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が15.8ポイント、「1.特に行っていない」が12.2ポイントとそれぞれ減少しています。

図表2-16 主な介護者の働き方の調整状況



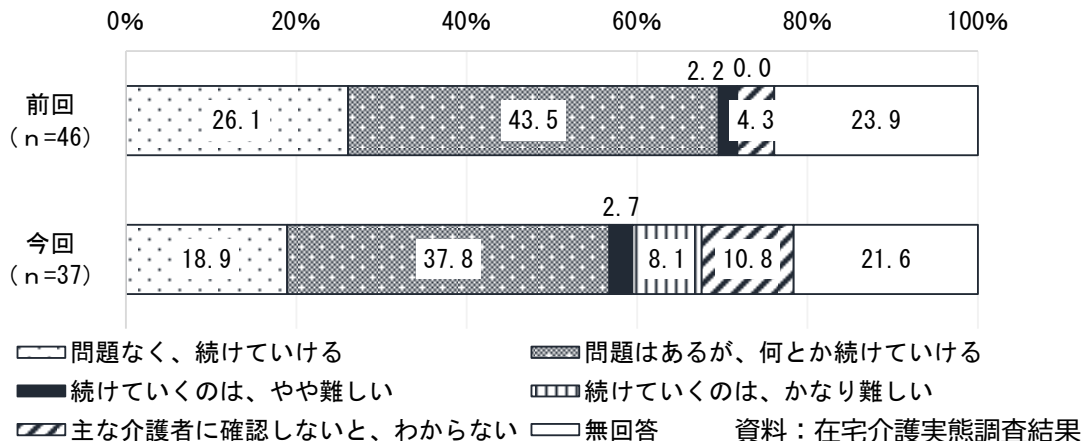
資料：在宅介護実態調査結果

(8) 働きながらの介護の継続

今後働きながら介護を続けることができるかを前回調査(令和2年実施)と比較すると、「続けていくのは、かなり難しい」が8.1ポイント増加し、「問題なく、続けていける」が7.2ポイント、「問題はあるが、何とか続けていける」が5.7ポイントそれぞれ減少しています。

介護者の働き方にも影響が出てきており、介護離職を減らすための取組の推進が求められています。

図表2-17 働きながらの介護の継続



資料：在宅介護実態調査結果

第3節 計画の振り返り

1 介護保険事業の運営

介護保険事業の運営にあたり、これまでの計画を振り返ると、第7期及び第8期計画の令和4年までにおいて、おおむね計画見込みに沿った運営となっています。

引き続きサービスの円滑な利用と持続可能な制度運営に努めます。

図表2-18 第7期・第8期計画における見込みとの比較

	第7期					
	平成30年			令和元年		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数 (人)	18,490	18,468	99.9%	18,613	18,629	100.1%
要介護認定者数 (人)	3,655	3,554	97.2%	3,676	3,576	97.3%
要介護認定率 (%)	19.8	19.2	97.4%	19.7	19.2	97.2%
総給付費 (円)	5,263,168,000	5,483,844,821	104.2%	5,345,687,000	5,469,867,355	102.3%
施設サービス給付費 (円)	2,048,411,000	2,138,408,330	104.4%	2,072,404,000	2,175,379,552	105.0%
居住系サービス給付費 (円)	356,805,000	355,756,998	99.7%	368,516,000	348,449,562	94.6%
在宅サービス給付費 (円)	2,857,952,000	2,989,679,493	104.6%	2,904,767,000	2,946,038,241	101.4%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	284,649.4	296,937.7	104.3%	287,201.8	293,621.1	102.2%

	第7期					
	令和2年			累計		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数 (人)	18,595	18,733	100.7%	55,698	55,830	100.2%
要介護認定者数 (人)	3,785	3,578	94.5%	11,116	10,708	96.3%
要介護認定率 (%)	20.4	19.1	93.8%	20.0	19.2	96.1%
総給付費 (円)	5,431,794,000	5,572,531,482	102.6%	16,040,649,000	16,526,243,658	103.0%
施設サービス給付費 (円)	2,087,578,000	2,210,876,150	105.9%	6,208,393,000	6,524,664,032	105.1%
居住系サービス給付費 (円)	383,250,000	346,837,286	90.5%	1,108,571,000	1,051,043,846	94.8%
在宅サービス給付費 (円)	2,960,966,000	3,014,818,046	101.8%	8,723,685,000	8,950,535,780	102.6%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	292,110.5	297,471.4	101.8%	287,993.3	296,010.1	102.8%

	第8期					
	令和3年			令和4年		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数 (人)	18,629	18,736	100.6%	18,531	18,624	100.5%
要介護認定者数 (人)	3,606	3,618	100.3%	3,628	3,641	100.4%
要介護認定率 (%)	19.4	19.3	99.8%	19.6	19.6	99.9%
総給付費 (円)	5,666,557,000	5,626,831,608	99.3%	5,728,537,000	5,534,998,060	96.6%
施設サービス給付費 (円)	2,252,644,000	2,202,271,957	97.8%	2,253,894,000	2,114,488,668	93.8%
居住系サービス給付費 (円)	381,489,000	367,149,814	96.2%	381,153,000	385,740,267	101.2%
在宅サービス給付費 (円)	3,032,424,000	3,057,409,837	100.8%	3,093,490,000	3,034,769,125	98.1%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	304,179.3	300,321.9	98.7%	309,132.6	297,197.1	96.1%

※ 数値は小数点第2位以下、または千円単位で四捨五入している項目があり、表中の計画値と実績値が同じであっても計画対比が100.0%にならないことがあります。

資料：厚生労働省 見える化システム

2 高齢者福祉施策の推進

(1) 施策の全体的な評価

第8期計画では、『高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり』を基本理念に掲げ、5つの基本目標と11の主要施策に基づき、43の事業を展開しています。

各施策の庁内推進担当課による自己評価の結果では、43の掲載事業に対し、「有効」(A)が31事業(72.1%)、「おおむね有効」(B)が12事業(27.9%)という評価になっています。

新たな高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり、現行計画における施策や取組を点検・評価し、その結果を踏まえ次期計画を策定します。

図表2-19 第8期計画施策評価一覧

施 策	掲載事業数	評価						有効事業比率 (A・B) / (掲載事業数)
		A	B	C	D	E	F	
基本目標1：地域包括ケアシステムの構築								
1-1 地域包括ケアシステムの構築 (重点施策)	4	0	4	0	0	0	0	100.0%
1-2 地域包括支援センターの機能強化	5	4	1	0	0	0	0	100.0%
基本目標2：介護予防・生活支援サービスの充実								
2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の 推進(重点施策)	3	2	1	0	0	0	0	100.0%
2-2 生活支援・介護者支援の充実	5	4	1	0	0	0	0	100.0%
基本目標3：認知症対策と尊厳のある暮らしの形成								
3-1 認知症高齢者支援対策の充実 (重点施策)	6	4	2	0	0	0	0	100.0%
3-2 高齢者の虐待防止	2	2	0	0	0	0	0	100.0%
3-3 成年後見制度の利用促進	2	2	0	0	0	0	0	100.0%
基本目標4：地域の安全安心と福祉のまちづくりの推進								
4-1 安全安心な地域づくりの推進 (重点施策)	4	4	0	0	0	0	0	100.0%
4-2 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	6	5	1	0	0	0	0	100.0%
基本目標5：生きがいづくりの推進								
5-1 生涯にわたる健康づくりの推進と 健康寿命の延伸	2	1	1	0	0	0	0	100.0%
5-2 積極的な社会参加・生きがい対策の 推進(重点施策)	4	3	1	0	0	0	0	100.0%
計	43	31	12	0	0	0	0	100.0%

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（おおむね有効）、C：実施（課題が残る）、
D：実施（実施したが利用等実績なし）、E：一部実施、F：未実施

(2) 地域包括ケアシステムの構築

地域の多様な主体が連携して支援を行うことができるよう、様々な会議や協議会、日々の活動を通じて、保健・福祉・医療等の関係機関によるネットワークの構築を図っています。

また、地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターでは、基幹的な機能を持つ直営型地域包括支援センターが、委託型地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行い連携強化を図るとともに、市の高齢者施策を踏まえた事業を展開しています。

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実

新たな生活様式に配慮しながら、運動教室、介護予防セミナー、介護予防講演会等の開催するとともに、むつ市社会福祉協議会に委託し、ボランティア団体が行う介護予防運動や地域サロン、町内会や老人クラブ等が行う「茶話やかサロン」への支援を行っています。

また、地域資源やニーズの把握、高齢者へのサポートのため、第1層(市全域)、第2層(日常生活圏域)すべてに生活支援コーディネーターを配置しています。

さらに、介護知識や技術の向上、家族介護者同士の交流や情報交換の場となる家族介護教室の開催をするなど、家族介護者への支援も展開しています。

(4) 認知症対策と尊厳のある暮らしの形成

市内3か所の地域包括支援センターに認知症地域支援員を配置し、認知症の疑いがある高齢者の早期発見や本人・ご家族等へのアドバイスを含めた相談や対応を行うとともに、地域包括支援センター及びキャラバンメイトと連携しながら、認知症サポーター養成講座を開催して、認知症の理解促進を図っています。併せて、認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示した「認知症ケアパス」の作成や行方不明が発生したときに市内関係機関と情報共有を図ることができる仕組みを構築するなど認知症高齢者への支援に取り組んでいます。

また、高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応のための体制構築や成年後見制度の利用促進などを行い、高齢者の権利擁護を図っています。

(5) 地域の安全安心と福祉のまちづくりの推進

高齢者等と接する機会の多い民間事業者と連携し、異変等の発見や報告により地域全体で高齢者等を見守る仕組みを構築しています。

併せて、災害時等における支援体制の強化に取り組むとともに、防犯や交通安全、消費者被害の削減に向け、訪問活動や見守り活動、啓発活動を実施し、安全安心なまちづくりを推進しています。

また、住環境や外出のしやすさは暮らしやすさにつながることから、住環境整備への支援や外出支援サービスなどを実施しています。

(6) 生きがいづくりの推進

様々な人との交流や働くことは、生きがいにつながることから、老人クラブへの支援を実施するとともに、多様な交流機会や就労機会の確保に向けた支援を実施しています。

また、老人クラブ活動や就労活動を行うためには、健康を保つことも重要となることから、介護予防と健康寿命の延伸のため、情報提供やフレイル予防活動などを実施しています。

第4節 計画課題の整理

本市において、第8期計画からの引き継ぎ課題を踏まえつつ、本計画期間において取組が望まれる計画課題を次のように整理します。

課題1：地域で支え合う体制づくり・つながりの強化

現 状 ・ 背 景

- 高齢化率は3割を超えており、市民の3人に1人が高齢者となっている。また、年少人口、生産年齢人口のみならず、老年人口も減少局面に入っており、今後も人口減少は進行する見込み。
- 高齢者の一人暮らし世帯、高齢夫婦世帯ともに増加が続いている。
- 一人暮らしの方の3割が、また、介護・介助が必要な方の5割が「閉じこもり傾向あり」となっている。

課 題 ・ 方 向 性

- 人口減少・高齢化の進行が止まらない中、高齢者自身が「受け手」となるだけでなく、これまでの経験・知識を活かしながら健康状態や体力に応じて「地域の担い手」として、相互に支え合う地域社会の構築が必要となります。
- 高齢者の一人暮らし世帯、高齢夫婦世帯の増加やコロナ禍における外出控えなど、地域での孤独・孤立化、つながりの希薄化が懸念されます。高齢者が地域の中で孤立しないよう、つながりの強化や居場所の確保などを推進する必要があります。
- 併せて、多様な主体による見守りネットワークの構築・強化や住民による支え合いも含めた生活支援体制の充実を図っていく必要があります。

課題2：介護予防の強化・推進

現状 背景

- 要介護認定率は国、県と比較して高い水準で推移している。
- 介護予防の教室等への参加経験がある方のほうが、健康状態が良い傾向となっている。
- 健康状態が良い方ほど主観的な幸福感も高い傾向となっている。
- 運動教室や介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催しており、介護予防の取組の普及啓発を図っている。

課題 方向性

- 介護予防教室や運動教室など、介護予防に資する取組に参加している方は一定の効果があると考えられます。今後はこうした介護予防、健康づくりの取組に無関心な層へのアプローチを強化し、健康寿命の延伸につなげることが重要となります。

課題3：家族介護者支援の充実

現状 背景

- 高齢化、核家族化等が進行しており、老老介護や8050問題など複合的な課題を抱える家庭の増加が懸念される。
- 併せて、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用制限、利用控えにより、家族介護者の負担感が増していると考えられる。
- 各地区で家族介護教室を開催し、介護知識の提供や家族介護者同士の交流の場を設けている。

課題 方向性

- 家族介護者が多くの負担や不安を抱えながら生活していることが懸念されており、状況の把握に努めるとともに介護教室のさらなる充実や※レスパイト、経済的負担の軽減といった家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための取組の充実を図る必要があります。

※ レスパイト：

介護にあたる家族が各種介護サービスを利用して一時的に介護から解放されることです。

課題4：高齢者の権利擁護

現 状 ・ 背 景

- 高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加も懸念される。
- 認知症に関する相談窓口を知っている割合は地区によってバラツキがあり、最も低い地区で19.2%、最も高い地区で35.1%となっている。
- 家族介護者の負担増により、家庭内虐待のリスクの高まりが懸念される。
- 保健関係者、医療関係者などの関係機関で組織される高齢者・障害者虐待防止等連携協議会を設置しており、高齢者等の虐待防止及び早期発見・早期対応できるよう体制を整備している。

課 題 ・ 方向性

- 地区によって認知度のバラツキがみられる認知症に関する相談窓口については、必要なときにスムーズに相談できるよう、さらなる周知を進める必要があります。
- 併せて、成年後見制度についての情報提供など周知を進め、利用意向がある方の利用促進を図る必要があります。
- 認知症の早期発見は様々なメリットもあることから、早期発見から専門医療につなげる仕組みの強化が求められています。
- 虐待は潜在化しやすいことから、見守り体制の強化を図るとともに、関係者間の連携を強化し、支援のさらなる充実を図る必要があります。

課題5：安全に安心して暮らせる地域づくり

現 状 ・ 背 景

- 高齢化・核家族化の進行による人口構造の変化、要介護認定者の増加などに伴い介護ニーズの多様化が想定される。
- 生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の不足が顕在化してきており、サービス提供基盤にも大きく影響してくることが懸念される。
- 介護サービス事業所においては、令和6年4月から業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施等が義務化される。

課 題 ・ 方向性

- 人口構造の変化や要介護認定者を踏まえ、適切なサービス見込み量の算出に努めるとともに、介護ニーズに応じた介護人材の育成・確保など計画的な基盤整備を推進する必要があります。
- 喫緊の課題となっている人材不足に対応するため、デジタル技術の活用など事業所業務の効率化に向けた取組への支援を推進する必要があります。
- 災害時等における業務継続のための取組への支援を推進する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

(中表紙裏 白紙)

第3章 計画の基本的な考え方

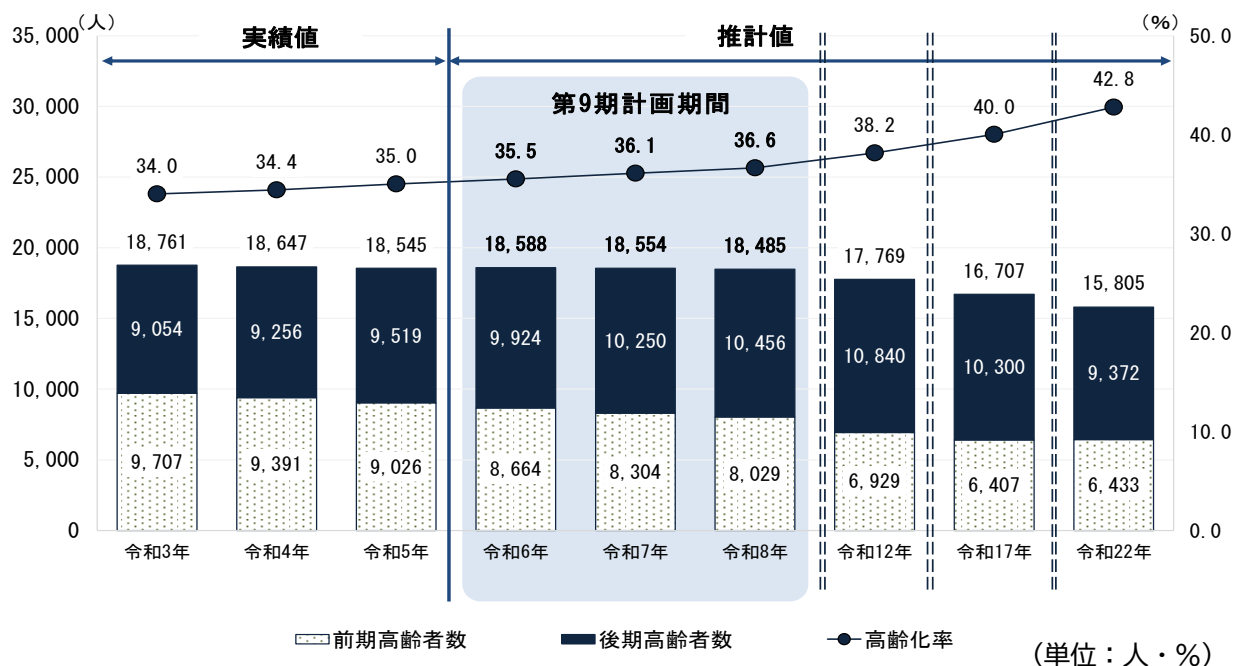
第1節 計画期間の高齢者等の状況

1 高齢者人口推計

本市の高齢者人口等を※コーホート法(変化率法)により推計すると、本計画期間(令和6年～令和8年)及び令和12年、令和17年、令和22年における高齢者人口は、減少傾向となる見込みとなっています。

同期間の高齢化率は、引き続き上昇が続き、計画最終年の令和8年には36.6%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には42.8%となる見込みです。

図表3-1 計画期間における高齢者人口推移の見通し(推計値)



区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
高齢者人口	18,761	18,647	18,545	18,588	18,554	18,485	17,769	16,707	15,805
前期: 65～74歳	9,707	9,391	9,026	8,664	8,304	8,029	6,929	6,407	6,433
後期: 75歳以上	9,054	9,256	9,519	9,924	10,250	10,456	10,840	10,300	9,372
高齢化率	34.0	34.4	35.0	35.5	36.1	36.6	38.2	40.0	42.8

資料：コーホート法による推計

※ コーホート法(変化率法)：

コーホート法とは、コーホート(同時出生集団)ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法です。変化率法は、このコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

なお、本計画策定にあたっては、直近(令和元年～令和4年各10月1日現在)の住民基本台帳による1歳階級別の人口の変化率を採用しています。

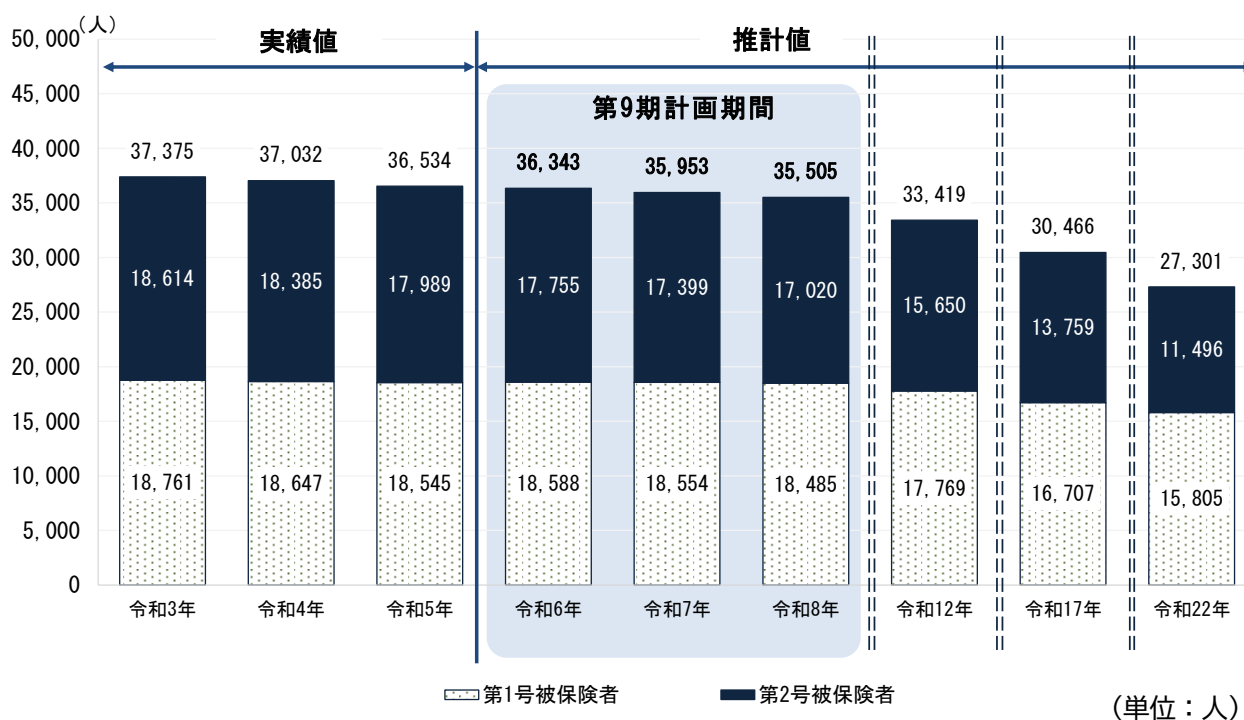
2 被保険者数の推計

介護保険料の負担を担う、第1号、第2号被保険者数の推計では、第1号被保険者数、第2号被保険者数ともに減少傾向となっています。

計画最終年の令和8年には、第1号被保険者数は18,485人、第2号被保険者数は17,020人となる見込みです。

また、令和22年には第1号被保険者数が15,805人、第2号被保険者数が11,496人となる見込みです。

図表3-2 計画期間における被保険者数の見通し（推計値）



(単位：人)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
被保険者数	37,375	37,032	36,534	36,343	35,953	35,505	33,419	30,466	27,301
第1号(65歳以上)	18,761	18,647	18,545	18,588	18,554	18,485	17,769	16,707	15,805
第2号(40~64歳)	18,614	18,385	17,989	17,755	17,399	17,020	15,650	13,759	11,496

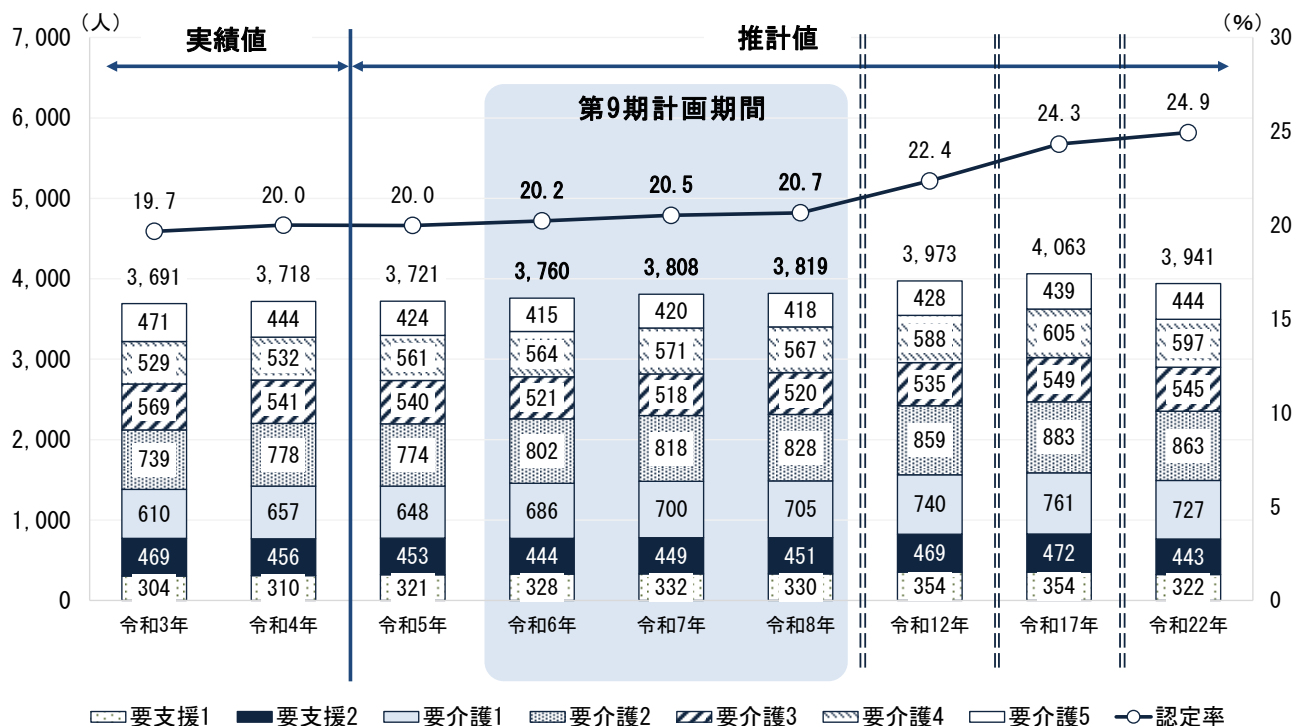
資料：厚生労働省 見える化システムによる推計

3 要介護（要支援）認定者の推計

本市における要介護（要支援）認定者は、引き続き増加が見込まれ、第9期の計画最終年である令和8年の要介護（要支援）認定者は、3,819人、認定率は20.7%となる見込みです。

また、令和22年には要介護（要支援）認定者が3,941人まで増加し、認定率は24.9%となる見込みとなっています。

図表3-3 計画期間における要介護（要支援）認定者の見通し（推計値）



(単位：認定者数(人) / 認定率(%))

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
要介護認定者数	3,691	3,718	3,721	3,760	3,808	3,819	3,973	4,063	3,941
要支援1	304	310	321	328	332	330	354	354	322
要支援2	469	456	453	444	449	451	469	472	443
要介護1	610	657	648	686	700	705	740	761	727
要介護2	739	778	774	802	818	828	859	883	863
要介護3	569	541	540	521	518	520	535	549	545
要介護4	529	532	561	564	571	567	588	605	597
要介護5	471	444	424	415	420	418	428	439	444
認定率	19.7	20.0	20.0	20.2	20.5	20.7	22.4	24.3	24.9

資料：厚生労働省 見える化システムによる推計

第2節 第9期介護保険サービスの見込み

1 介護サービス量の推計にあたって

(1) 事業量及び給付費の推計の考え方

- 推計にあたっては、令和3年度から令和4年度の実績を基礎データとし、厚生労働省の見える化システムにて事業量及び給付費の見込みを算出しています。
- 第9期の介護保険制度の見直しでは、計画期間（令和6年度から令和8年度）の各種サービス事業量や給付費を推計しました。

(2) サービスの利用見込み（給付費・事業量）

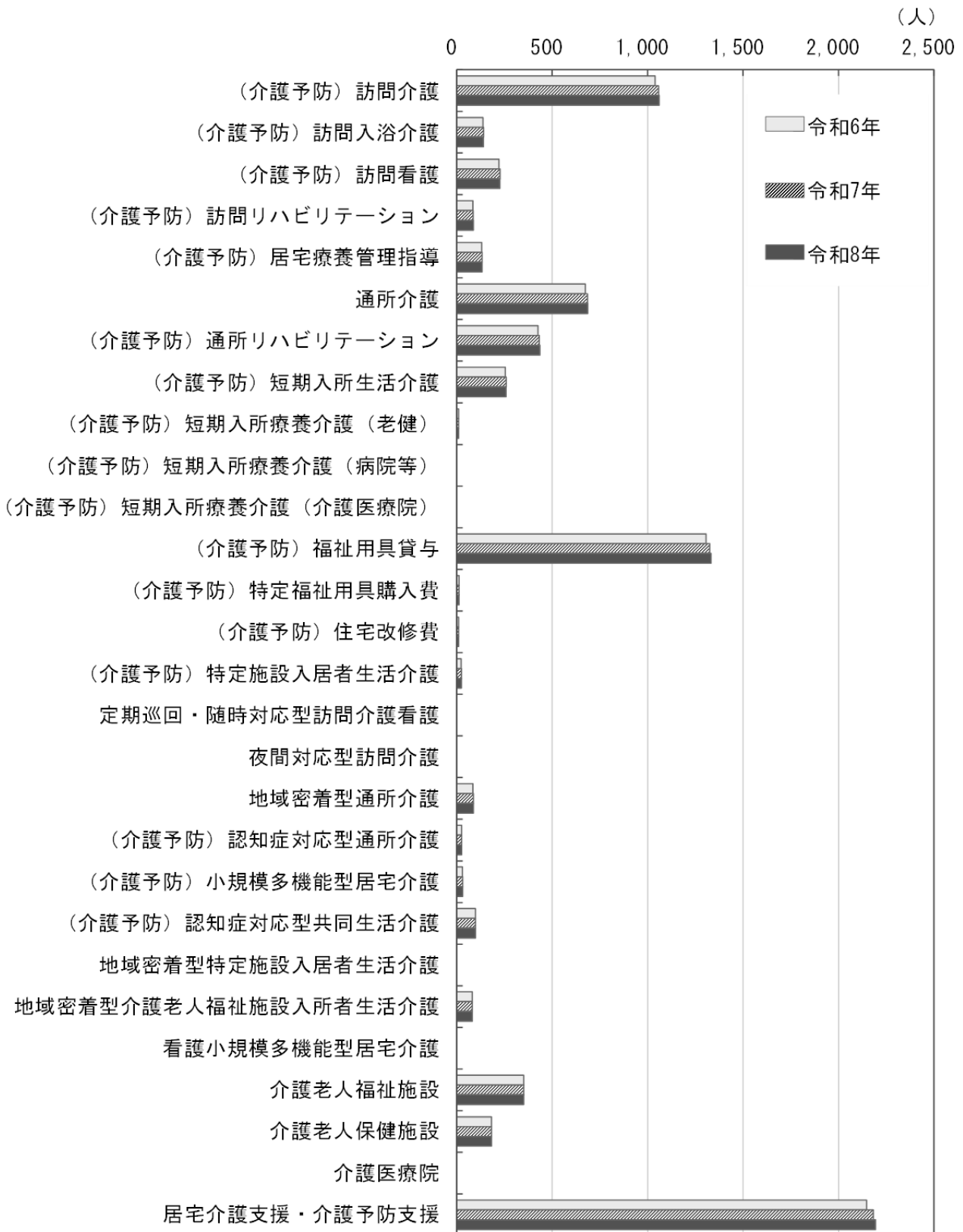
●●●。

図表3-4 給付費の見込み（推計値）

給付費については、第5章の追加に合わせて追記します。

各サービス量に関しては、次のとおりです。

図表3-5 事業量の見込み（推計値）



資料：厚生労働省 見える化システム

2 介護サービス量の見込み

(1) 介護給付に係るサービス量

図表3-6 介護給付に係るサービス量

(単位：回・人・日/1か月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
◎居宅サービス				
訪問介護	回数	26,295.3	26,708.0	26,703.9
	(人数)	1,040	1,057	1,061
訪問入浴介護	回数	720.0	735.9	730.7
	(人数)	137	140	139
訪問看護	回数	1,425.0	1,459.3	1,452.0
	(人数)	213	218	217
訪問リハビリテーション	回数	823.3	826.2	842.4
	(人数)	80	81	82
居宅療養管理指導	人数	125	127	127
通所介護	回数	4,778.7	4,850.4	4,861.7
	(人数)	674	685	687
通所リハビリテーション	回数	2,032.1	2,065.0	2,084.6
	(人数)	311	316	319
短期入所生活介護	日数	3,804.9	3,875.6	3,850.6
	(人数)	253	258	257
短期入所療養介護（老健）	日数	86.6	86.6	86.6
	(人数)	11	11	11
短期入所療養介護（病院等）	日数	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日数	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0
福祉用具貸与	人数	1,130	1,149	1,154
特定福祉用具販売	人数	12	12	12
住宅改修	人数	7	7	7
特定施設入居者生活介護	人数	24	25	25
◎地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	582.0	594.5	594.5
	(人数)	85	87	87
認知症対応型通所介護	回数	179.8	179.8	179.8
	(人数)	26	26	26
小規模多機能型居宅介護	人数	24	25	25
認知症対応型共同生活介護	人数	98	98	98
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	82	82	82
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0

資料：厚生労働省 見える化システム

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
◎介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	351	351	351
介護老人保健施設	人数	182	182	182
介護医療院	人数	0	0	0
◎居宅介護支援	人数	1,888	1,921	1,932

資料：厚生労働省 見える化システム

(2) 介護予防給付に係るサービス量

図表3-7 介護予防給付に係るサービス量

(単位：回・人・日/1か月あたり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
◎介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回数	2.5	2.5	2.5
	(人数)	1	1	1
介護予防訪問看護	回数	42.6	42.6	42.6
	(人数)	9	9	9
介護予防訪問リハビリテーション	回数	38.5	38.5	38.5
	(人数)	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	人数	6	6	6
介護予防通所リハビリテーション	人数	115	117	117
介護予防短期入所生活介護	日数	10.0	10.0	10.0
	(人数)	2	2	2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日数	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日数	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日数	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	176	177	178
特定介護予防福祉用具購入費	人数	1	1	1
介護予防住宅改修	人数	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
◎地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	7	7	7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	1	1	1
◎介護予防支援	人数	259	262	262

資料：厚生労働省 見える化システム

第3節 基本理念・基本目標

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、高齢者に係る福祉施策を展開し取組を進めてきました。

今後、人口減少・高齢化は益々進行することが予想されており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政や事業者、地域が連携して展開される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を強化していく必要があります。

本市の最上位計画である「むつ市総合経営計画」においても、市民一人ひとりが、夢や生きがいを持ち自立した社会を構築し、いつまでも住み続けたいと思える地域を目指しており、そのための高齢者福祉施策の目指す姿を「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり」としています。また、高齢者福祉施策の※KPIとして、認知症サポーター数や地域サロン・介護予防運動開催か所数、いきいき百歳体操開催か所数、高齢者等見守りネットワーク事業者の増加を掲げており、高齢者が主体的に介護予防に取り組むような支援や認知症高齢者への支援活動を展開しています。

本計画においても、高齢者福祉施策の目指す姿である『高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり』を基本理念として掲げ、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めるとともに、介護予防に資する取組や高齢者の権利擁護、生きがいづくりなど、地域で支え合いながら高齢者自身も主体的に活動できるよう施策を推進します。

※ KPI：

「Key Performance Indicator」（キー パフォーマンス インジケーター）の略称で、重要業績評価指標のこと。組織や事業、業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標。

2 基本目標

計画の理念を具体化していくための取組ごとに、次のような基本目標を設定します。

基本目標1：地域包括ケアシステムの深化・推進

本市の高齢者全体の人口は減少局面に入ってきていますが、後期高齢者に限ってみると、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和7年には1万人を超え、その後しばらく増加が続く見込みとなっています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらにはその先の団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年にかけて、国は重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しており、本市においても、これまで地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めてきたところです。

本計画期間中には、1つの節目である令和7年を迎えることから、これまでの取組の検証を行いつつ、介護サービス基盤の整備、生活の困難を支え合う地域共生社会の実現、保険者機能の強化を軸に、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

[主要施策]

- 1-1 地域ネットワークの機能強化（重点施策）
- 1-2 地域包括支援センターの機能強化

基本目標2：介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者夫婦世帯や高齢者の一人暮らし世帯が増加し、支援を必要とする高齢者も増加する中で、生活支援・介護予防の重要度は益々増しており、ボランティアや事業者、地域住民など、地域の多様な主体による支援が必要とされています。

こうしたことから、生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、地域資源やニーズの把握に努めるとともに、高齢者の自立を促しながら地域で生活が続けられることができるよう、多様な主体の連携・協力による事業の推進、生活支援サービスの提供及び介護予防事業を推進します。

また、家族介護者の生活を維持しながら、無理なく介護や生活を継続できるように、支援に関する情報の周知や必要な支援の提供について充実を図ります。

[主要施策]

- 2-1 生活支援サービスと介護者支援サービスの充実（重点施策）
- 2-2 介護予防事業の推進

基本目標3：認知症対策と尊厳のある暮らしの形成

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も懸念される中、認知症予防の取組を進めると同時に、認知症になったとしても安心して日常生活を過ごせるよう認知症に関する正しい知識を地域全体に浸透させ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、「予防」と「共生」を車の両輪のように施策を推進します。

また、地域全体で見守る体制を整備することで、高齢者等への虐待の防止、早期発見につなげるとともに、いつまでも高齢者が尊厳を失うことなく過ごし続けることができるよう、権利擁護に向けた取組を推進します。

[主要施策]

- 3-1 認知症高齢者支援対策の充実（重点施策）
- 3-2 高齢者の虐待防止
- 3-3 成年後見制度の利用促進

基本目標4：安全安心な地域と福祉のまちづくりの推進

コロナ禍により益々進行した近隣関係の希薄化や高齢者夫婦世帯、高齢者の一人暮らし世帯の増加などにより、高齢者の孤独・孤立化が懸念されますが、いざという時に助け合えるよう、日頃からの関わり合う姿勢は重要となります。

こうしたことから、地域の支え合いによる支援体制を整備するとともに、交通安全や防犯などの啓発活動等を実施し、安全安心な暮らしに向けた取組を推進します。

併せて、高齢期に入ってもいつまでも地域で暮らし続けることができるよう、住まいに関する支援や外出支援等を実施します。

[主要施策]

- 4-1 高齢者を見守る地域づくり（重点施策）
- 4-2 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

基本目標5：健康で生きがいのある生活の実現

生きがいをもって日々を過ごすことは、あらゆる面で好循環を促し、高齢者自身の幸福感につながります。そのため、老人クラブ活動や地域との関わり合い、就労の機会などに関する支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。

また、高齢期となっても健やかにいきいきと生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防の取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

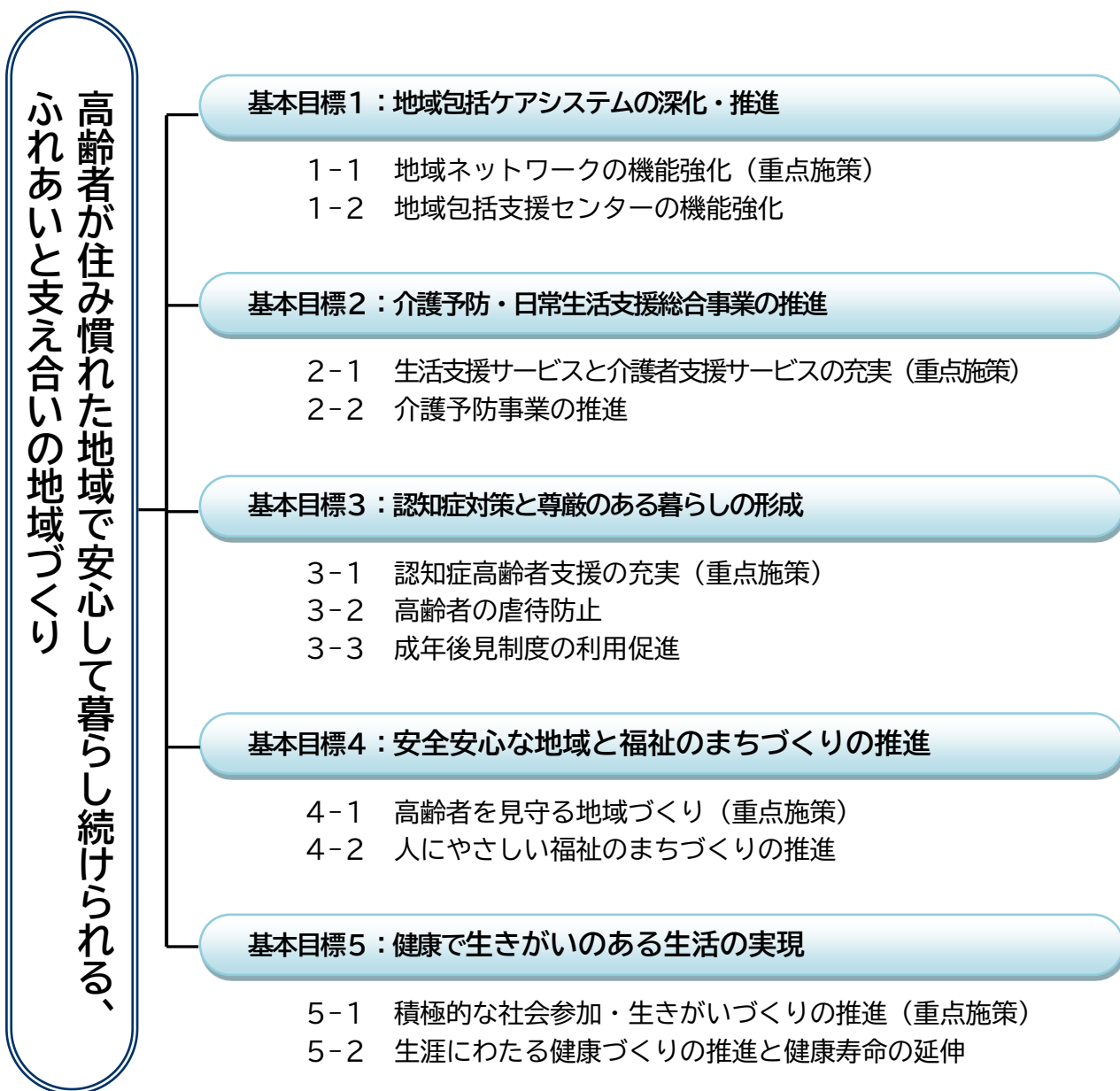
[主要施策]

- 5-1 積極的な社会参加・生きがいづくりの推進（重点施策）
- 5-2 生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸

第4節 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

図表3-8 施策体系



第5節 日常生活圏域の設定

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、日常生活圏域ごとに、さまざまな介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。

本市では、市内を田名部地区、大湊地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区の5圏域に区分し、日常生活圏域とし、地域特性や実情を把握しながら、高齢者福祉施策及び介護保険事業に取り組みます。

1 日常生活圏域別の状況

(1) 人口・世帯数等

令和4年10月1日現在における、日常生活圏域ごとの人口、世帯数、施設の設置状況は以下のとおりです。

図表3-9 日常生活圏域別の状況

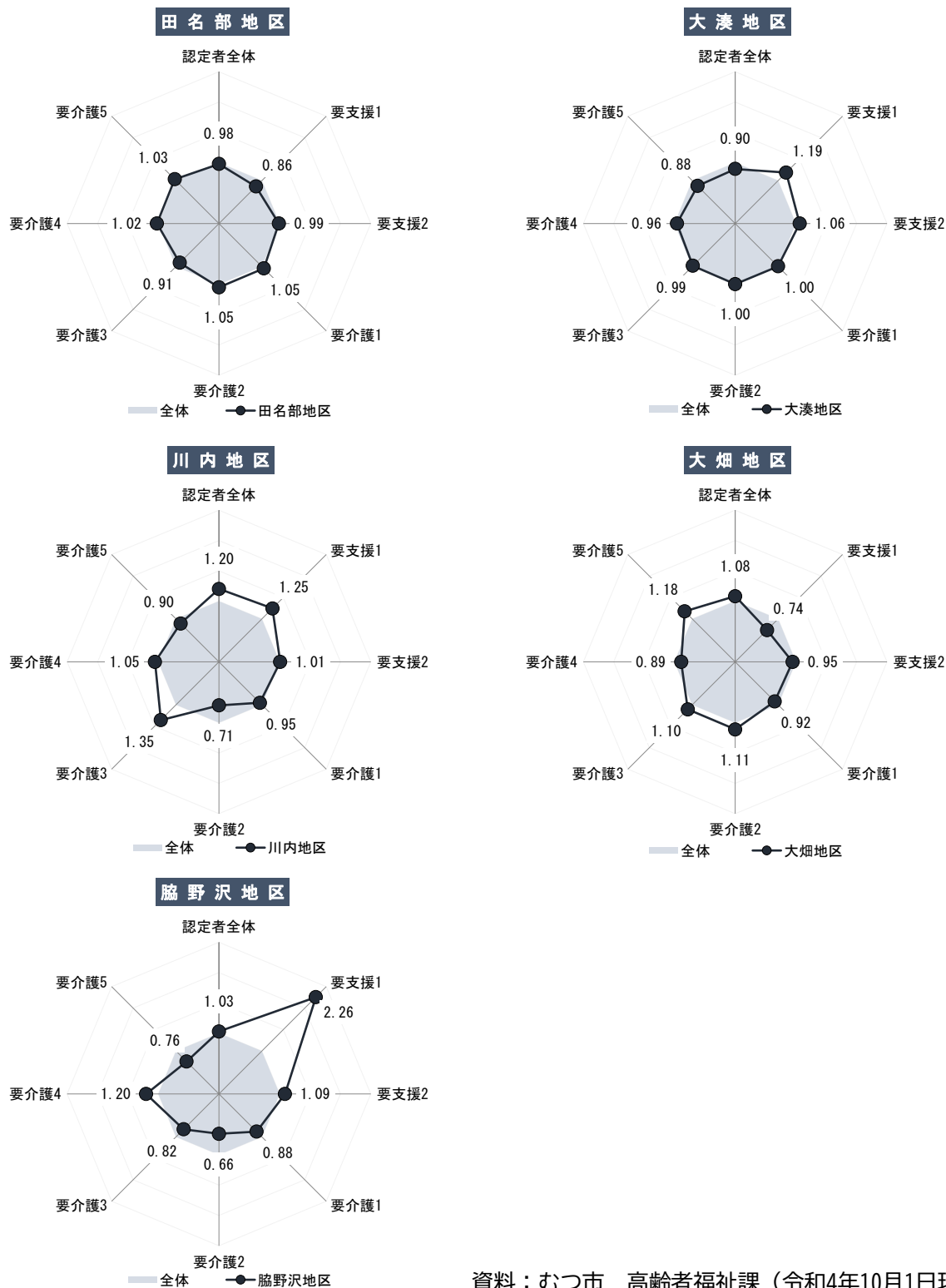
		田名部	大湊	川内	大畑	脇野沢	市全体	
総	人口	31,395人	12,176人	3,351人	5,972人	1,286人	54,180人	
	第2号被保険者(40~64歳)	11,034人	3,924人	1,093人	1,928人	406人	18,385人	
	第1号被保険者(65歳以上)	9,710人	3,843人	1,616人	2,732人	746人	18,647人	
	前期高齢者(65~74歳)	5,090人	1,893人	712人	1,324人	372人	9,391人	
	後期高齢者(75歳以上)	4,620人	1,950人	904人	1,408人	374人	9,256人	
総	世帯数	16,012戸	6,983戸	1,833戸	3,151戸	719戸	28,698戸	
	高齢者世帯数	13,652戸	7,169戸	2,756戸	1,197戸	1,990戸	540戸	
	高齢者独居世帯	3,450戸	1,232戸	597戸	910戸	239戸	6,428戸	
	高齢者夫婦世帯	1,754戸	850戸	275戸	510戸	140戸	3,529戸	
	その他高齢者のいる世帯	1,965戸	674戸	325戸	570戸	161戸	3,695戸	
施設	特別養護老人ホーム	設置数	5か所	1か所	1か所	1か所	1か所	9か所
		定員	219人	29人	86人	52人	30人	416人
	介護老人保健施設	設置数	2か所	0か所	0か所	1か所	0か所	3か所
		定員	180人	0人	0人	29人	0人	209人
	ケアハウス	設置数	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
		定員	20人	0人	0人	0人	0人	20人
	住宅型有料老人ホーム	設置数	8か所	1か所	0か所	1か所	0か所	10か所
		定員	184人	120人	0人	46人	0人	350人
	グループホーム	設置数	4か所	2か所	1か所	1か所	0か所	8か所
		定員	54人	27人	18人	9人	0人	108人
	サービス付き高齢者住宅	設置数	4か所	1か所	0か所	0か所	0か所	5か所
		戸数	87人	15人	0人	0人	0人	102人

資料：むつ市 高齢者福祉課（令和4年10月1日現在）

(2) 高齢者全体における要介護度別の出現状況

市全体を1として高齢者全体における要介護度別の出現状況を地区別で比較すると、脇野沢地区では要支援1が2.26と市全体の2倍以上高くなっています。

図表3-10 地区ごとの状況



資料：むつ市 高齢者福祉課（令和4年10月1日現在）

第4章 施策の展開

(中表紙裏 白紙)

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1-1 地域ネットワーク機能の強化（重点施策）

1. 基本方針

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えるにあたり、これまでの「地域包括ケアシステム」の構築状況を振り返り、今後の取組に役立てる必要があります。

今後の地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、関係機関と連携をしながら、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」の一体的、継続的な提供に努めるとともに、介護・医療ニーズの変化や人口減少を踏まえたサービス人材の確保、※DXの推進による介護サービス基盤の整備や地域包括支援センターの体制整備、保険者機能の強化に向けた取組を推進します。

2. 施策での取組

（実施事業）

1-1-1：地域の関係機関との連携強化【継続実施】

[事業の実施概要]

- 地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進協議会、高齢者・障害者虐待防止連携推進協議会や日常的な活動を通じて、地域包括支援センター、保健・福祉・医療の関係機関、地域の関係者・関係機関との「顔の見える関係づくり」を推進することで地域の関係機関におけるネットワークを構築し、有機的な連携を図っています。
- 本市の社会資源や地域のネットワークが活用されるよう、医療機関、介護、障がいのある事業所等の情報が掲載された「下北圏域における社会資源情報」（WEBサイト）や、住民と民間事業者によって行われている活動やサービスを掲載した「むつ市ささえあいマップ」を発行し、情報提供に努めています。

※ DX：

「Digital Transformation」（デジタル・トランスフォーメーション）の略称で、情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。デジタルによる変革のことです。

[今後の取組]

- 各種会議や協議会、日常的な活動などの様々な機会を通じて、地域の関係者間の連携を深めるとともに、ネットワークの構築状況や取組内容について定期的に確認を行い、ボランティア活動や※インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携することができるよう関係機関との連携強化に努めます。

(実施事業)

1-1-2：在宅医療と介護連携 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、むつ総合病院内にむつ市在宅医療介護連携支援センターを設置し、さまざまな局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築しています。
- 可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域ケア会議、むつ・下北地域看護と介護の連携づくり委員会、在宅医療・介護連携推進協議会等の会議を実施することで、医療と介護が切れ目なく適切に提供されるための医療機関と介護事業所等の関係者の連携体制の構築を図っています。

[今後の取組]

- むつ市在宅医療介護連携支援センター及び在宅医療介護連携推進協議会を中心に、介護と医療の連携状況や連携の方法について定期的に検討を行い、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保と医療・介護の連携強化に努めます。
- 在宅医療・介護連携のこれまでの取組をさらに進めるとともに、青森県地域医療構想と整合性を図りながら、必要なサービスの確保に努めます。

1-1-3：在宅医療サービスの普及啓発 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮しながら、むつ・下北地域橋渡し研修会や在宅医療における体験型合同研修会等を開催し、在宅医療の機能や役割に関する普及啓発に取り組んでいます。

[今後の取組]

- むつ・下北地域看護と介護の連携作り委員会と共催して、研修会の開催を行い、在宅医療サービスの普及啓発を継続します。

※ インフォーマルサービス：
家族や地域、近隣住民、その他の団体などが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指します。

1-1-4：在宅医療・介護関係者に関する情報共有・相談支援 【継続実施】

〔事業の実施概要〕

- 医療機関、介護事業所、障がい事業所等の社会資源情報をリスト化した「下北圏域における社会資源情報」をWEBサイトに掲載し、管理運営を行い情報共有を図っています。
- むつ市在宅医療介護連携支援センターに業務委託し、研修会の開催や在宅医療と介護の連携に関する相談支援を実施しています。

〔今後の取組〕

- 「下北圏域における社会資源情報」WEBサイトの管理運営を継続することで情報共有に努めるとともに、社会資源情報の活用を促進します。
- むつ市在宅医療介護連携支援センターへの業務委託を継続し、研修会の開催や在宅医療と介護の連携に関する相談支援の体制確保に努めます。

1-2 地域包括支援センターの機能強化

1. 基本方針

地域包括支援センターは、地域における総合的な相談窓口として、専門性を活かし、多様な主体と協働しながら、高齢者の総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等に取り組んでおり、身近な総合相談機関として地域に浸透しています。

一方で、高齢者のみ世帯の増加や核家族化などから家族がいても支援を得ることができないなど、年々、相談内容が多様化、複雑化しており、機能の強化が求められています。

今後は、高齢化の進行に伴い業務量の増加も懸念されることから、ICTの利活用等によるセンター業務の効率化を図り、業務の質を確保しながらも職員の負担軽減を図ります。地域包括ケアシステムをより効果的に機能させるため、地域ケア会議等で検討した地域課題の共有、整理や、それぞれの専門職が知識や技能を活かしながら、地域の拠点として機能強化を図り、地域包括支援センターの運営におけるサービスの質の向上を目指します。

2. 施策での取組

(実施事業)

1-2-1：3つの地域包括支援センターの連携強化【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 地域包括支援センターは、直営型地域包括支援センターを1か所、委託型地域包括支援センターを2か所設置しています。地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を推進するため、基幹的な機能をもつ直営型地域包括支援センターが、委託型地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行うなど連携強化を図るとともに、市の高齢者施策と連動しながら事業を展開し、機能強化に取り組んでいます。
- 地域包括支援センターの事業評価や地域包括支援センター運営協議会の開催を行い、事業評価結果や協議会での意見を踏まえた改善を定期的に行っています。

[今後の取組]

- 地域包括ケアシステムの中核機関として、地域包括支援センターの役割は重要であることから、今後の高齢化の進展等に伴って増加が予想されるニーズに適切に対応できるよう、職員配置やICT(情報通信技術)の利活用等によるセンター業務の効率化など、必要な体制の確保に取り組みます。
- 地域包括支援センターの専門性を活かし、効果的に業務を遂行するとともに、業務の質が確保されるよう、3つの地域包括支援センターの連携強化を図ります。

1-2-2：情報提供・相談体制の充実 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 高齢者の多岐にわたる相談に対して、介護保険制度やこれまで構築してきた地域ケアネットワーク等を活用し、適切な関係機関や関連する制度、介護サービスにつなげています。

[今後の取組]

- 高齢者やその家族からの複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、制度や地域のネットワークを活用した、包括的な相談支援を実施します。

(実施事業)

1-2-3：介護予防ケアマネジメント 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 総合事業対象者及び要支援1・2の認定者の重度化防止に向けて、その心身の状況や環境に応じた介護予防事業、介護保険サービス等が効果的かつ効率的に提供されるよう、委託型地域包括支援センターにおいて個別のアセスメントに基づき、自立支援に向けた適切なマネジメントを行っています。

[今後の取組]

- 委託型地域包括支援センターを中心に、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの推進と質の向上を図ります。
- 居宅介護支援事業所が作成する介護予防ケアプランについては、地域包括支援センターがケアプランのチェックを行うことで、給付の適正化を推進するとともに、サービス利用者の自立支援を促すケアプランづくりを目指します。

1-2-4：包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援） 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 地域包括ケアシステムの充実を図り、初期段階での相談対応、継続的・専門的な相談支援、その実施に必要なネットワークの構築を図り、地域の高齢者の実態把握を行っています。

[今後の取組]

- 関連するさまざまな職種の方や関係機関とのネットワークの構築・強化を図るとともに、介護支援専門員を支援しケアマネジメント力の向上に努めます。

1-2-5：地域ケア会議の開催と推進 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 個別ケースの検討を行う地域ケア会議を開催し、地域包括支援センターの職員や介護支援専門員のケアマネジメントの質向上につなげています。
- 関連するさまざまな職種の方が地域ケア会議に参加することで、関係者間のネットワークの構築・強化につなげています。

[今後の取組]

- 地域ケア会議を継続して開催することで、多くの介護支援専門員の課題解決能力の向上につなげます。
- 関連するさまざまな職種の方の参加を継続的に促し、関係者間のネットワークの強化を図ります。

基本目標2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

2-1 生活支援サービスと介護者支援サービスの充実（重点施策）

1. 基本方針

高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯など日常生活における支援を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援コーディネーターと連携して、支援ニーズの把握を行うとともに、地域資源を活用し、支援を必要とする高齢者の外出支援や健康保持、孤立感の解消、地域交流等の視点から多様な支援サービスを提供し、介護保険事業以外にも日常生活の支援の開発に努めます。

また、就労と介護の両立、感染症の影響によるサービスの利用制限など、家族介護者の負担感が増していることが懸念されている中、ヤングケアラーなど新たな課題も顕在化してきており、介護者の精神的・身体的・経済的な負担感の軽減を目指した取組の充実を図ります。

2. 施策での取組

（実施事業）

2-1-1：生活支援コーディネーターの配置、活動支援 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 第1層(市全域)、第2層(日常生活圏域)すべてに生活支援コーディネーターを配置し、関係機関とのネットワークの構築、地域ニーズ及び地域資源の把握、協議体の開催を行っています。
- 第2層協議体委員の情報や地域住民等からの情報を収集し、地域資源やニーズの把握に努めており、地域の実情に応じた形でできる支援の検討を行うなど、地域の支え合い体制の構築を推進しています。
- 活動の担い手となる地域住民へ向けた広報活動を実施しています。

[今後の取組]

- 協議体の活動や生活支援コーディネーターの活動を通じ、地域資源やニーズの把握に努めるとともに事業の周知を図ります。
- 地域資源と日常生活上のニーズのマッチングにつながるよう支援していきます。
- 協議体を開催し、関係機関とのネットワークの構築、地域ニーズ及び地域資源を把握するなど、定期的な情報共有及び連携強化に努めます。

2-1-2：家族介護教室 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対して、介護方法、介護予防、認知症高齢者への対応及び介護者の健康づくり等についての知識・技術取得のため、市内8か所の在宅介護支援センターへ委託し、年間計画に基づき各地区で家族介護教室を開催しています。

[今後の取組]

- 家族介護者に対し、介護知識の取得や介護技術の向上、家族介護者同士の交流機会や情報交換の場となるよう、引き続き、各地区において介護の知識や技術の普及に取り組めます。

[実施状況・本計画の目標] (※令和5年度は見込み値)

	実 績			計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数 (人)	163	202	183	200	200	200
開催回数 (回)	21	21	21	25	25	25

2-1-3：介護用品支給事業 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 住民税非課税世帯に属する重度(要介護4・5)の在宅高齢者を介護している家族等に対し、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、家族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅要介護高齢者の保健衛生の向上を図りました。

[今後の取組]

- 本事業は、現在非課税世帯を対象に支給を行っていますが、低所得世帯の家族の負担を軽減するため、継続して事業を実施します。

2-1-4：家族介護慰労事業 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 住民税非課税世帯に属する重度（要介護4・5）の在宅高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを利用していない高齢者を介護している家族等に対し、家族介護慰労金を給付します。

[今後の取組]

- 家族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることができるよう、継続して実施します。

2-1-5：食の自立支援サービス 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 病気や障がい等の理由により、調理が困難な高齢者のみの世帯に対し、配食サービスを提供することにより、食生活の自立を支援しています。
- 併せて、配食サービス提供時に事業者が高齢者等の安否確認や見守り支援を行っています。

[今後の取組]

- 重層的な見守り体制の一つとなっていることから、継続して実施するほか、地域で自立した生活を支援するため、地域資源の活用及び支援体制の整備に努めます。

2-2 介護予防事業の推進

1. 基本方針

介護予防は現在の健康状態を維持し、できるだけ介護が必要な状態に陥らないための取組であること(健康なうちから取り組む必要があること)について、理解を深め、健康が気になる高齢者を介護予防の取組に結びつけことができるよう、普及啓発に取り組みます。

また、地域の高齢者を対象にそれぞれの状態や必要性に合わせ、地域の多様な主体がさまざまなサービスを展開している介護予防・日常生活支援総合事業について、実施状況等の検証を行いながら、地域住民の主体的な参画を促すとともに、地域の特性に合ったサービスの提供体制の構築に努め、多様なサービスの充実に向けた支援を行います。

2. 施策での取組

(実施事業)

2-2-1: 介護予防普及啓発事業【継続実施】

[事業の実施概要]

- 介護予防に資する基本的な知識に関して情報発信を行うとともに、介護予防に取り組む気運を高めるため、運動教室や介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催し、市民が主体的に介護予防に取り組むよう普及啓発に努めています。

[今後の取組]

- 運動教室、介護予防セミナー、介護予防講演会等を継続して開催し、高齢者が介護予防活動に取り組む動機づけを図ります。
- 住民主体の通いの場においても専門職の関与を得ながら、介護予防に役立つ知識の普及啓発に努めます。

2-2-2：地域介護予防活動支援事業 【 継続実施 】

〔 事業の実施概要 〕

- NPOやボランティア団体が行う介護予防運動や地域サロン、町内会や老人クラブ等が行う「茶話やかサロン」の支援をむつ市社会福祉協議会に委託し、介護予防活動の地域展開を図っています。
- 町内会や老人クラブ等の住民が主体的に行う介護予防運動「いきいき百歳体操」の立ち上げ、運営について、地域の実情に応じて支援しています。

〔 今後の取組 〕

- 住民が主体的に行う介護予防活動の場は高齢者の集いの場でもあるため、むつ市社会福祉協議会と協力しながら活動を支援するとともに、立ち上げを検討している団体の支援を継続します。

〔 実施状況・本計画の目標 〕（※令和5年度は見込み値）

	実 績			計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域サロン・介護予防運動（か所）	15	16	20	21	22	23
介護予防運動（百歳体操）（か所）	10	13	13	14	15	15

2-2-3：地域リハビリテーション活動の推進 【 継続実施 】

〔 事業の実施概要 〕

- 青森県理学療法士会と協働し、「いきいき百歳体操」実施団体へ体力測定を行い、介護予防活動に取り組むモチベーションの維持と活動支援に努めています。

〔 今後の取組 〕

- 青森県理学療法士会と協働した体力測定を継続し、住民が主体的に取り組む介護予防活動を支援します。

基本目標3 認知症対策と尊厳のある暮らしの形成

3-1 認知症高齢者支援の充実（重点施策）

1. 基本方針

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、国が示す認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえ、認知症高齢者や介護を行う家族の視点を重視した認知症に関する正しい知識の普及や理解を深める取組を推進します。

また、認知症の知識を有した認知症サポーターの養成や※チームオレンジの立ち上げに努めるなど地域の支援体制の整備を行うとともに、認知症初期集中支援チームによる早期対応、認知症の疑いがある高齢者を抱える家族を対象とした支援の充実を図ります。

2. 施策での取組

（実施事業）

3-1-1：認知症高齢者の早期対応と相談体制の充実 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 地域包括支援センターと関係機関、関係団体の連携を密に行い、認知症の疑いがある高齢者の早期発見に努めるとともに、家族等へのアドバイスを含めた相談対応を行っています。
- 市内3か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行っています。併せて、認知症予防に関する相談の充実を図っています。

[今後の取組]

- 認知症に関する相談窓口の周知を行い、相談しやすい体制づくりに努めます。
- 市内の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、関係機関、関係団体の連携強化を図るとともに、認知症の方や家族等への相談対応を行います。

※ チームオレンジ：

認知症サポーターが中心となって認知症の人やその家族の身近な困りごとをサポートする地域の自主的な活動を行うチームのことです。

3-1-2：認知症に対する理解の促進 【 継続実施 】

〔 事業の実施概要 〕

- 地域包括支援センター及びキャラバンメイトと連携しながら認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の理解の促進を図っています。

〔 今後の取組 〕

- 認知症サポーター養成講座を開催し、市民の認知症に対する理解を深めていくとともに、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制整備に努めます。

〔 実施状況・本計画の目標 〕（※令和5年度は見込み値）

	実 績			計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成（累計）（人）	5,070	5,406	5,806	6,386	6,786	7,186

3-1-3：チームオレンジの立ち上げと活動支援 【 新規実施 】

〔 事業の実施概要 〕

- 認知症サポーターが中心となって認知症の人やその家族の身近な困りごとをサポートする地域の自主的な活動を行う「チームオレンジ」を立ち上げ、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

〔 今後の取組 〕

- 認知症サポーター・ステップアップ研修を開催し、チーム員として活動できる人材の育成を行います。
- 地域包括支援センターと連携しながら、*チームオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジの立ち上げ支援に努めます。

* チームオレンジコーディネーター：
チームオレンジの整備を推進していくための中核的な役割を担う者です。

3-1-4：認知症カフェの支援 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 認知症の本人及び家族が、地域の身近な場所で医療・保健・福祉の専門職に相談しながら地域住民と交流ができる場として、認知症カフェを運営しています。
- 2か所の委託型地域包括支援センターに設置運営を委託しており、それぞれの地域包括支援センターが2か所ずつの計4か所を運営しています。

[今後の取組]

- 委託による認知症カフェの運営を継続するとともに、認知症の方やその家族などが交流できる場として、情報を広く発信します。

3-1-5：認知症初期集中支援チームによる早期対応 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 認知症となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症サポート医を中心に認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の疑いがある人への早期対応や家族の相談支援を行っています。

[今後の取組]

- 認知症初期集中支援チームを継続して配置し、認知症の方の早期対応や家族への支援に努めます。

3-1-6：徘徊高齢者への対応 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 行方不明になる可能性のある認知症高齢者を事前に登録する認知症SOSネットワーク事業を行い、行方不明高齢者が発生した場合に、警察、関係機関、見守り協力事業者と情報共有を図り、早期発見につながる仕組みを構築しています。

[今後の取組]

- 認知症による徘徊高齢者を早期に発見できるよう、今後も関係機関と連携を強化して認知症SOSネットワーク事業を実施し、高齢者自身の安全と家族への支援を行います。

3-2 高齢者の虐待防止

1. 基本方針

高齢者などへの虐待は潜在化しやすく、発見時には重大な状態になるケースも考えられることから、早期発見・早期対応のために地域全体での見守り体制の充実を図るとともに、発見した際には関係機関との連携を図り、高齢者の安全を確保します。

また、高齢者やその家族、サービス提供事業者等の高齢者虐待に対する問題意識を高めるなど、高齢者虐待防止対策を推進します。

2. 施策での取組

(実施事業)

3-2-1：高齢者等の虐待防止と早期発見・早期対応のための体制の充実【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 虐待防止ネットワークづくりとして、保健関係者、医療関係者、高齢者・障がい者福祉関係者、司法関係者、労働関係者、民生委員・児童委員、当事者団体から組織される高齢者・障害者虐待防止等連携協議会が設置されており、高齢者及び障がい者虐待の防止、虐待を受けた高齢者及び障がい者の保護並びに養護者に対し適切に支援をしています。

[今後の取組]

- 高齢者の虐待防止の早期発見・早期対応に努めるため、広報などを活用し市民への周知を行います。
- 虐待については、プライバシーにも関わる重大な課題であるため、関係者の資質の向上や秘密の保持など、体制の強化に努めます。
- 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在しているなどの困難事例を把握した場合にも、関係機関や地域が一体となり、必要な支援につなげます。

3-2-2：老人保護措置事業 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 居宅において養護を受けることが困難な場合、または家族からの虐待等を受けている場合、保護のため養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置を行っています。

[今後の取組]

- 虐待についての状況を早期に発見するとともに、今後も必要に応じて入所措置につなげられるよう、関係機関との連携を図り、高齢者の安全を確保します。

3-3 成年後見制度の利用促進

1. 基本方針

認知症高齢者や一人暮らし世帯・高齢者のみ世帯の増加により、金銭管理や意思決定が困難な高齢者が増加すると予想され、そのような高齢者の権利を守るためにも成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。

市では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が必要とするときに成年後見制度を円滑に利用することができるよう成年後見制度の周知や相談支援を実施するとともに、高齢者等の権利を尊重・擁護し、地域で安心して生活できる社会を実現するため、「中核機関等の整備」、「地域連携ネットワークの構築（協議会等の設置）」を基本に、さらなる制度利用の促進に努めます。

また、成年後見人への報酬の費用負担感から申立てをためらうことのないように、成年後見制度利用支援事業による助成制度の周知を進めます。

2. 施策での取組

(実施事業)

3-3-1：成年後見制度利用の促進 【 新規実施 】

[事業の実施概要]

- 成年後見制度の利用の促進を図ることを目的に、令和4年度から中核機関として社会福祉法人むつ市社会福祉協議会へ委託し、むつ市成年後見センターを設置しています。広報、相談窓口、支援方針の検討、成年後見制度の利用促進、後見人等への支援を行っています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの意思が尊重され、権利が擁護される地域づくりを目指し、「むつ市成年後見制度利用促進協議会」を令和4年度に設置し、成年後見制度の利用促進に関する事項について協議を行っています。

[今後の取組]

- 成年後見制度の周知及び制度の利用を必要とする方への支援を行います。

(実施事業)

3-3-2：情報提供・相談体制の充実 【 継続実施 】

〔 事業の実施概要 〕

- 令和4年度に設置されたむつ市成年後見センターにおいて、成年後見制度に関する相談対応の充実を図っています。
- 経済的な理由から成年後見制度の利用が難しい高齢者に対しては、成年後見制度利用支援事業について情報提供し、申立費用や後見人等への報酬の助成を行っています。

〔 今後の取組 〕

- 今後も、安心して成年後見制度の利用を検討できるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、弁護士などの専門職と連携をとり、相談支援体制の強化を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立てを行うことが困難な高齢者について市長が裁判所に申立てを行うなど、制度利用の支援を行います。
- 成年後見制度利用支援事業の周知を図り、引き続き経済面での支援を行います。

3-3-3：市民後見人の支援体制の充実 【 継続実施 】

〔 事業の実施概要 〕

- むつ市成年後見センターにおいて、むつ市民後見人や関係機関との意見交換会及びフォローアップ研修を実施し、市民後見人の質の向上を図っています。

〔 今後の取組 〕

- むつ市成年後見センターと有機的に連携を図り、市民後見人の活動を支援します。
- 市民が地域で後見人として活動することができるよう、成年後見ニーズや市民後見人の活動状況に応じて、市民後見人養成講座を開催します。

基本目標4 安全安心な地域と福祉のまちづくりの推進

4-1 安全安心な地域づくりの推進（重点施策）

1. 基本方針

安全安心な暮らしには、基盤となる住居や外出機会の確保等も重要となることから、住環境支援や外出支援等の取組を推進するとともに、住まいの確保と生活支援の一体的な提供について、検討を進める必要があります。

また、近年、各地で多発している自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や高齢者を狙った犯罪の増加、交通事故に巻き込まれるケースなどの危険に対し、高齢者の安全を確保できるように、地域住民をはじめとする関係機関との協働による安全安心なまちづくりを推進します。

2. 施策での取組

（実施事業）

4-1-1：高齢者を見守る地域づくり 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 高齢者等と接する機会が多い民間事業者と連携し、異変等の発見や報告による状況共有など、地域全体で高齢者等を見守る取組をしているむつ市高齢者等見守りネットワーク事業を実施しています。

[今後の取組]

- 配食サービスなどの生活支援事業のほか、むつ市高齢者等見守りネットワーク事業に参加する事業者を増やすことで、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4-1-2：緊急通報体制等整備事業 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 自宅で緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で援助者に緊急通報ができる機器を設置し、日常生活の安全安心を確保しています。
- 緊急時に迅速かつ適切な対応を行うことで、一人暮らし高齢者の精神的な不安の解消を図っています。

[今後の取組]

- 必要性の高い事業であることから、事業を継続することで、一人暮らし等の高齢者の精神的な不安解消に努めます。

4-1-3：交通安全・防犯・消費者被害対策の充実 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 交通安全・防犯・消費者被害等、日常的な危険から高齢者の安全を確保できるよう、関係機関と連携を図りながら、安全安心な地域づくりを推進しています。
- 年金支給日に市内の金融機関やATMにおいて、むつ市防犯指導隊とむつ市消費生活センターが連携し、特殊詐欺被害防止活動を実施しています。
- むつ市消費生活センターに寄せられた相談をもとに、最近の詐欺・悪徳商法の手口や対処方法、トラブルにあった際に役立つクーリングオフ制度などについて説明する出前講座を行っています。
- ひとり暮らしの高齢者宅へ民生委員・児童委員による訪問活動を実施しています。
- 警察や市内の関係機関、見守り協力事業者との連携体制を構築し、行方不明高齢者等の発見等の支援や見守る活動等を行っています。

[今後の取組]

- 関係機関との連携を図りながら、訪問販売、振り込め詐欺などの特に高齢者が巻き込まれやすい犯罪に対する取組を強化し、安全安心な地域づくりを推進します。
- 関係機関との連携を図りながら、高齢者の安全運転に関する啓発活動を推進します。

4-1-4：避難行動要支援者対策 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 災害時の避難等に特に支援を要する方の避難支援や安否確認のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援関係者へ情報提供することで、災害時の支援体制の構築に取り組んでいます。

[今後の取組]

- 避難支援関係者との連携のもと、災害発生時の避難行動要支援者に関する安否確認ができるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備に努めるとともに、対象者となる要支援者の情報を共有し、引き続き災害時に支援する体制づくりを推進します。

4-2 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

1. 基本方針

高齢者の身体機能が低下した後においても自立して、自身が望む暮らしを実現できるよう、住環境の整備支援に取り組むとともに、高齢者を含めた市民の方にやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢になってからも生きがいづくりや地域活動への参加機会を確保するため、外出支援や移動手段の確保に向けた取組も推進します。

2. 施策での取組

(実施事業)

4-2-1：住環境の支援 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 自立生活が可能に住まいの確保を図り、高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、福祉用具や住宅改修費の支給など、在宅生活の環境整備支援を実施しています。

[今後の取組]

- 施設整備については、地域のニーズ、高齢者数・高齢化率、サービスの利用状況等、多方面において慎重に検討を行います。
- 自宅のバリアフリー化への支援として、住宅改修支援等の利用を積極的に推進します。

(実施事業)

4-2-2：外出支援サービス事業 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 社会参加の促進と生活の向上を目指し、おおむね65歳以上で通常の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移送車両を使用して利用者の自宅と医療機関等との間の送迎を実施しています。

[今後の取組]

- 事業の継続により、通常の交通機関を利用することが困難な高齢者等の移動手段を確保し、住み慣れた地域社会で引き続き生活していくことを支援します。

4-2-3：高齢者無料乗車証（AGEHA）事業 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 高齢者の積極的な社会参加による健康増進及び福祉の向上並びに公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、75歳以上の市民を対象に市内公共交通機関を無料で利用できる制度を実施しています。

[今後の取組]

- 事業の継続により、引き続き高齢者の積極的な社会参加を支援します。

4-2-4：訪問理美容サービス事業 【継続実施】

[事業の実施概要]

- 下肢が不自由で理美容院へ出向くことが困難な高齢者に対し、理美容師が自宅を訪問して有償で散髪等を行う際の出張費を負担することで、利用者の日常生活の便宜を図っています。

[今後の取組]

- 事業の継続により、理美容院へ出向くことが困難な高齢者等の日常生活の便宜を図り、当該高齢者等の保健衛生の向上に努めます。

基本目標5 健康で生きがいのある生活の推進

5-1 積極的な社会参加・生きがい対策の推進（重点施策）

1. 基本方針

長年の豊かな経験を持つ高齢者が、就業やボランティア、健康づくりなど、様々な場面を通じて能力を発揮する機会を設けることで、高齢者自身の社会参加のきっかけや生きがいづくりに結びつけるとともに、地域活動の推進につなげます。

2. 施策での取組

（実施事業）

5-1-1：高齢者の集いの場づくり 【新規実施】

〔事業の実施概要〕

- 高齢者の身近な場所である老人憩の家福寿荘、禄寿荘について、設備の補修や新設等を行い、各施設を「高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できる『集いの場』」として整備します。

〔今後の取組〕

- 各施設に新たな交流ツールともなる※eスポーツ機器を設置し、高齢者がeスポーツを楽しめる環境を整備することで、あたまの健康増進（認知症予防）をサポートし、新たな生きがいを提供します。
- 各施設のゲートボール場及びシルバーアリーナむつを補修し、より高齢者向けスポーツに親しめる環境とするほか、新たにグラウンドゴルフ専用の用具を設置し、練習が可能な環境を整備することで、からだの健康増進をサポートし、新たな生きがいを提供します。
- 猛暑対策として、各施設に空調設備を設置し、利用者の熱中症予防を図るとともに、施設内に涼みどころ（クーリングシェルター）を開設し、安心して生活できる集いの場を提供します。

※ eスポーツ：

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

5-1-2：老人クラブの育成と加入促進 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- おつ市老人クラブに対して補助金を交付し、社会奉仕活動や高齢者の生きがいのある生活の推進を図っています。

[今後の取組]

- 老人クラブの活動の周知や新規加入の促進を図り、高齢者の生きがいのある生活の推進に努めます。
- 多様な高齢者の関心や価値観の多様化に対応した活動を支援するため、高齢者の健康づくりや介護予防への取組も含め、活動内容の多様化・充実を図り、活動支援を継続します。

5-1-3：敬老事業（長寿祝品） 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に感謝し、百歳到達者へ長寿祝品を贈呈しています。

[今後の取組]

- 継続して事業を実施しつつ、今後の高齢化の進行や社会環境の変化なども勘案し、事業のあり方について検討を行います。

5-1-4：多様な交流機会の提供 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 高齢者が地域で孤立することや閉じこもりを防止するために、住民が地域で主体的に行う地域サロンなどの事業や老人クラブ活動への支援を通じて交流の機会の提供に努めています。

[今後の取組]

- 介護予防や社会参加につながる住民が主体的に行う介護予防活動の支援を継続します。

5-1-5：高齢者の就労機会の充実 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- シルバー人材センターの運営費の一部を補助することにより、高齢者の就労機会の確保に対する支援を実施しています。

[今後の取組]

- 事業の継続により、高齢者の就労機会の確保に努めるとともに、関係課と連携を取りながら、高齢者の多様な就労への支援策を検討します。

5-2 生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸

1. 基本方針

高齢者がいつまでも地域で暮らし続けるためには、健康づくりは重要であり、健康に対する意識啓発や健康づくりに資する活動機会の確保により、高齢者自身が主体的に取り組むことができるよう支援を推進する必要があります。

併せて、平成30年度に中間見直しを行った「むつ市健康増進計画」にある施策・事業との整合を図るなど、高齢者を含む市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

2. 施策での取組

(実施事業)

5-2-1：健康寿命の延伸に向けた健康意識の啓発 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 高齢者をはじめ広く市民の健康づくりへの意識を高め、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、広報の活用や生涯学習事業との連携などにより、運動、栄養、口腔ケア等の健康づくりに関する情報提供に努めています。

[今後の取組]

- こころの健康づくりを含めた健康づくりへの意識を高め、関係機関と連携し地域が一体となった健康づくりに取り組みます。

5-2-2：介護予防を目的とした健康づくりの推進 【 継続実施 】

[事業の実施概要]

- 令和4年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を行い、介護予防活動の場に専門職が出向き、フレイル予防の啓発を行っています。

[今後の取組]

- 継続して高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を推進します。

第5章 介護保険事業の運営

※むつ市広報広聴活動規則第12条の規定によりパブリックコメント対象外ですので、第5章は省略いたします。

(中表紙裏 白紙)

第5章 介護保険事業の運営

※むつ市広報広聴活動規則第12条の規定によりパブリックコメント対象外ですので、第5章は省略いたします。

第6章 計画の推進

(中表紙裏 白紙)

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制の充実

本計画に掲げられている施策は、福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支えるさまざまな分野が関連していることから、福祉担当部局を中心に連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、施策を推進します。

2 市民協働の推進

計画の推進にあたっては、行政のみでは限界があり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、元気な高齢者も含めた市民がサービスの担い手となって支えていく体制が必要です。

そのため、市民をはじめとする多様な主体の参画を促し、地域共生社会の実現に向けて協働による施策の展開を推進します。

3 介護保険事業の周知と計画の公表

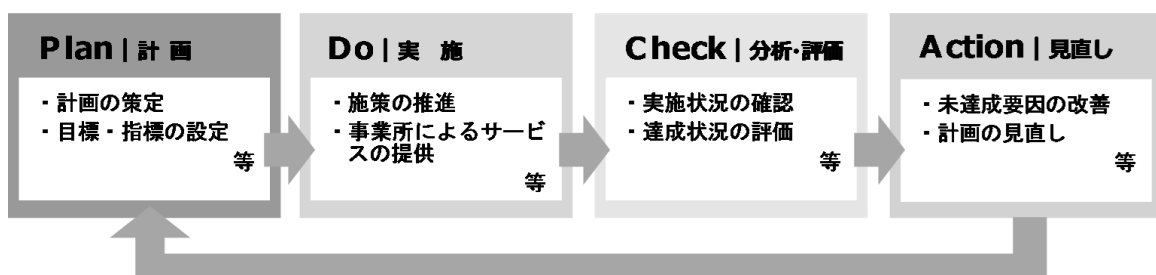
社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度の趣旨やサービス内容等についての正しい理解のもと、保険料の納付やサービス利用が行われるよう、チラシ、ガイドブック等、さまざまな媒体や機会を通じて、若い世代から高齢者まで幅広く周知します。

また、本計画の内容についてはホームページで公表するなど、計画の趣旨や制度の改正等について普及啓発に努めます。

4 進捗状況の点検・評価

本計画の実施にあたっては、計画に掲げる施策や取組が高齢者のニーズに応じた確実に実行されているかなど、定期的に進捗状況を点検し、その結果に基づいて対策を検討するPDCAサイクルを構築し、効果的かつ効率的に推進します。

図表1 PDCAサイクルによる進捗状況の点検・評価



第2節 介護保険の安定的な制度運営

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年に向けて、市民、関係団体及び事業者等と連携しながら、次のような方策のもと、介護保険の安定的な運営を推進します。

1 保険者の役割

(1) サービスの質の向上

要介護度に応じたケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、市及び地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

(2) 公平・中立な要介護認定の推進

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に取り組みます。

なお、施設入所にあたっては、特別養護老人ホームの中重度者への重点化を図ります。

(3) 介護保険サービス事業所との連携

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するために、事業者等と連携し、高齢者や介護者などの支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。

(4) 介護保険料収納の向上・確保

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つであり、被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることが、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かすことができません。

そのため、納付者の相談を受けながら生活状況に応じた納付について説明を行い、納付の確保に努めるなど、介護保険料収納の向上・確保に取り組みます。

(5) 介護給付の適正化

介護給付等に要する費用が増大することが見込まれる中、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、過不足のないサービスを事業者が適切に提供することを促すことで、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ります。

そのため、国の指針に掲げる「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、といった、主要3事業による給付実績を活用した点検等を行います。

(6) 介護人材の確保及び業務効率化の取組

全国的に高齢化が進む中、今後も介護需要は引き続き高まることが想定されます。そのため、不足する介護人材の確保に向けて、県とも連携しながら人材の新規参入を促進します。

また、業務改善や事業所から市に提出する書類等の簡素化、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化等により介護現場の負担軽減を図るとともに、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を総合的に推進し、人材確保に取り組みます。

2 利用者への配慮

(1) 介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターなどを通じて利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図るなどの利便性向上に配慮します。

(2) 保険料等の負担軽減への配慮

第1号被保険者の保険料の段階については、所得に応じて13段階とし、低所得の方の保険料上昇の抑制を図ります。

また、介護保険サービスを利用した際には、自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費の給付、低所得の方が特定の施設サービスを利用する際には、負担限度額証の発行による自己負担額の軽減措置など、利用者への負担軽減を図ります。

青森県 むつ市

第9期 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和6年3月 発行

発行者 むつ市 福祉部 高齢者福祉課

〒035-8686

青森県むつ市中央1丁目8番1号

電話：0175-22-1111 FAX：0175-33-1101

市ホームページ <http://www.city.mutsu.lg.jp/>